



「大韓民国等の財産権に対する措置法」(法律第144号)成立過程の一断面

著者	宮本 正明
雑誌名	同志社コリア研究叢書
巻	4
ページ	90-153
発行年	2021-03-19
権利	同志社コリア研究センター
URL	http://doi.org/10.14988/00027995

3 「大韓民国等の財産権に対する措置法」 (法律第144号) 成立過程の一断面

みやもと まさあき
宮本 正明

はじめに

本稿は、財産・請求権・経済協力に関する日韓協定締結（1965年6月22日調印、12月18日発効。以下、日韓請求権協定）に伴う日本の国内法である「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（1965年12月17日公布、12月18日施行。以下、法律第144号）の成立過程につき、その一端の把握を試みるものである。

この法案は1965年10月の国会（日韓条約の批准国会）において日韓基本条約締結の承認請求とあわせて、日韓請求権協定・漁業協定・法的地位協定締結に伴う国内法案の一つとして一括審議され、当該法案については特に質疑・修正なく通過、法律第144号として成立している。

法律第144号は3つの項から構成されている（末尾の【史料編】参照）。椎名悦三郎外務大臣による提案理由の説明によれば、第1項は「韓国または韓国民の日本国または日本国民に対する債権及び日本国または日本国民の有する物または債権を目的とする担保権を消滅せしめること」の規定、第2項は「日本国または日本国民が保管する物の帰属」に関する規定、第3項は「証券に化体される権利について、韓国または韓国民がその権利に基づ

く主張をすることができない旨」の規定である¹。

この法律の存在意義は、1990年前後よりあいついだ戦後補償裁判において明確にあらわれた。韓国人を原告とする「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟」²や「旧日本製鉄大阪訴訟」³などで、原告側の主張を退ける判決の根拠の一つとされたのが法律第144号である⁴。小林久公氏は、法律第144号が「様々な戦後補償裁判で、損害賠償や未払い賃金の支払いを認めてこなかった法律的根拠」であることから、「戦後補償と和解の道」を開く実践的な課題として法律第144号の「改廃」へ向けた取り組みの必要性を訴えている⁵。また、山本晴太氏は、日本政府による日韓請求権協定の解釈の変遷を跡付けるなかで、法律第144号が戦後補償裁判のなかで果たした具体的な役割を明らかにしている⁶。

他方、法律第144号がどのような経緯を通じて成立するに至ったのかという点については十分に明らかにされているとはいえないように思われる。本論で展開するように、法律第144号の成立過程を考えるにあたっては、

1 「第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録」第2号（その1）、1965年10月25日、12頁。

2 1991年12月6日提訴、2001年3月26日東京地裁棄却、2003年7月22日東京高裁棄却、2004年11月29日最高裁棄却（山手治之『《判例研究》アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件——日韓請求権協定2条の解釈を中心に——』『京都学園法学』2・3号、2005年3月；石村修「判例研究 戦後補償裁判において憲法問題解決が否定された事件——アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件——」『専修ロージャーナル』2号、2007年2月）。

3 1997年12月24日提訴、2001年3月27日大阪地裁棄却、2002年11月19日大阪高裁棄却、2003年10月9日最高裁棄却（出石直「戦後補償訴訟における元徴用工問題と日韓関係」『現代韓国朝鮮研究』15号、2015年11月、39頁）。

4 法律第144条については「BC級戦犯公式陳謝等請求事件」の最高裁判決（2001年11月22日）などで合憲の判断が下されている（山本晴太「韓国大法院判決と日韓両国の日韓請求権協定解釈の変遷」山本晴太ほか『徴用工裁判と日韓請求権協定』現代人文社、2019年、105頁）。

5 小林久公「韓国国財産請求権措置法」改廃の取組み提起について」（2009年2月12日）（李洋秀「霧の中に消えた日韓会談の中の〔個人請求権〕」（2009年2月11日）（「日韓会談文書・全面公開を求める会」（<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nihonkokai/kiri/kirinonaka.pdf>））。

6 山本晴太、前掲論文、2019年、104～108頁。

日韓請求権協定の本文そのもの（特に第2条）の成立過程をふまえる必要がある。協定本文第2条の成立過程に関しては張博珍^{チャンパクチン}氏が、個人請求権問題に対する日韓両政府の認識の度合いに留意しながら、日韓双方の公開文書を駆使してその詳細を明らかにしている⁷。本稿は国内立法措置の扱いの推移に検討の重点を置くものであるが、本論の展開上、協定第2条の文案の作成過程にも触れざるを得ず、張博珍氏の研究をふまえて言及している面があることをお断りしておきたい。

本稿における依拠史料（末尾の【史料篇】参照）としては、「日韓会談文書・全面公開を求める会」の多大な尽力によって日本の外務省から引き出しWEB上での公開を実現した外務省の開示文書、国立公文書館所蔵の『経済協力・韓国・32 国内法関係（想定問答他）』簿冊⁸、そして筆者が古書肆で入手した『日韓問題（1）』と題する簿冊の所収文書を活用する。この2点の簿冊については、末尾の【史料篇】に所収文書の細目を掲げているが、いずれも法律第144号につながる国内法制定関連の書類綴りであることがうかがえる。国内法制定関連の史料群としては『経済協力・韓国・32』のぼうがメインであり、『日韓問題（1）』には『経済協力・韓国・32』所収のものを部分的に補完する内容が含まれるものとなっている。

1. 法律第144条の趣旨・内容

ここでは、法案として提出するにあたって作成されたとされる概要説明書【史料④③・④④】や想定問答にもとづいて、国内法制定の趣旨と内容について見ておきたい。

⁷ 장박진 「한일 청구권협정 제2조의 형성 과정 분석 (1965. 3-6) : 개인청구권 문제를 중심으로」 이원덕ほか 『한일국교정상화 연구』 대한민국역사박물관, 2016年。

⁸ 小林久氏がこの史料の存在を確認された（山本晴太、前掲論文、2019年、105頁）。

立法目的としては、日韓請求権協定の第2条により「韓国の対日請求権問題」について「過去のいきさつをすべて水に流し、今後は一切その主張をさせないものとして解決された」⁹という認識にもとづき、協定第2条の「趣旨を国内法的にも実効あらしめ」、「国内法的にも問題を将来に残さず完全解決することを図ったもの」¹⁰とする。協定との関係で国内法が必要とされた理由は、次のように説明されている。

協定では韓国側の請求権放棄も日本側のそれと同じ形の規定となっているので、協定上は韓国側の権利についても外交保護権の放棄にとどまるから、協定だけではわが国内法上は韓国側の権利は消滅していないことになるので、完全に消滅の効果を確保するためには、わが国内法上韓国側の権利（財産権）が消滅する旨を規定した国内法を制定することが必要となる。このため本件「請求権協定第2条の実施に伴う韓国等の財産権に対する措置法」（案）が準備されることとなったのである。¹¹

協定本文の直接的な効果が「外交保護権の放棄」とどまり、本文規定のみをもって「韓国側の権利」が「完全に消滅」しているわけではないということが、国内法制定の前提となっている。

ついで、当該法律案では、韓国側（国・国民）の財産権（「財産、権利及び利益」）を対象として、以下の形で具体的な措置を規定している。

⁹ 「韓国側財産権消滅措置法案の概要」（大蔵省国際金融局『経済協力・韓国・32 国内法関係（想定問答他）』（国立公文書館、請求番号：平12大蔵03377100）。

¹⁰ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（案）について」（前掲『経済協力・韓国・32 国内法関係（想定問答他）』）、1頁。

¹¹ 前掲「韓国側財産権消滅措置法案の概要」。

- ①日本側（国及び国民（法人を含む））が保管している韓国側（国及び国民）の物¹²は日本側保管者に権利が帰属する（第2項）。
- ②韓国側の日本側に対する債権（及び担保権）は消滅する（第1項—2項該当の保管物以外のケースについて）。
- ③韓国側の有する株式は、その権利に基づく主張ができない（第3項—有価証券のうち債権を表彰するものは1項に該当するので、本項には株券＝株式のみが該当）。¹³

概要説明書によれば、当該法律案で「消滅」などの対象としているのは、財産権のうち「債権、担保権、株式」とどまり、「物権（所有権、用役物権）、無体財産権等については触れていない」¹⁴が、この内容をもってすれば「これにより韓国側が8項目の請求で支払を要求し問題となっていたものはまず完全に権利を消滅させたことになるものとする」と考える¹⁵としている。ここで言及のある「8項目の請求」とは、日韓国交正常化交渉（日韓会談）において日本側に対する請求権の具体的内容として韓国側が提示した、いわゆる「対日請求8項目」を指す。そのほか、「法案で除外された権利関係は日韓交渉における韓国の対日請求でも問題にされておらず、また今後両国及び国民間でトラブルを生ずるような問題のものではない」¹⁶という説明

¹²「物」とは「動産、不動産等の有体物」としている（谷田正躬・辰巳信夫・武智敏夫編『（時の法令別冊）日韓条約と国内法の解説』大蔵省印刷局、1966年、117頁）。

¹³前掲「韓国側財産権消滅措置法案の概要」。ただし、協定第2条2をふまえて、「終戦後（20年8月15日以後）の通常取引により取得した財産権」および「在日韓国人（21年8月15日以後引続き1年以上日本に在住したことがある者）の財産権（終戦前取得の分を含む）」については、当該法律案による措置の対象から除外するとしている（同前）。

¹⁴前掲「韓国側財産権消滅措置法案の概要」。

¹⁵同上。

¹⁶前掲「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（案）について」。

も見られる。

一方、外務省条約局で用意された当該法律案の想定問答は、その内容が多岐にわたっているが、ここでは、「問1 韓国民の財産権を処理するについては、憲法上補償を必要とするのではないか。」「問2 この法律を制定する理由いかん。(協定だけでは何故十分でないか。)」、「問6 この法律の措置の対象となるものとならないものは、それぞれ何か。その総額及び内訳を示せ。」の3点に限定してとりあげる。

「問1」に関しては、「憲法による財産権の保障は、原則として、外国人にも及ぶ」としつつも、「国家の存立を維持し、国家・国民の正当な利益を確保する国際関係処理上の国家的目的を達成する必要上、外国人に対し、外国人なるがゆえに、その財産権について〔日本〕国民と異なる国法上の取扱いをしなければならない場合がある」とする。そして、日韓の「国交回復」にあたっては財産・請求権問題の「解決」が不可欠であり、協定によって「相手国及びその国民の主張をその信ずるところに従って処理するというそれぞれの国の立場を認め、そのような処理については両国の国際関係において問題として取り上げないことを約束し、これによつてこの問題が「解決されたことになる」ものとした」こと、その財産等を「消滅させる」など、韓国人にとって「不利益な」国内措置に伴って補償が必要であるとするならば、「財産、請求権等についての日韓両国の従来 of 紛争における韓国側の主張をわが国が承認したのと実質上異ならない」ため、それでは「両国の意図が達成されない」こと、こうした国内措置によって韓国人に対し「〔日本〕国民と同様の憲法上の補償が与えられていない結果となる」が、それは「憲法の容認するところ」であることが述べられている¹⁷。

¹⁷ 外務省条約局「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律に関する擬問擬答」(1965年10月18日)(前掲『経済協力・韓国・32 国内法関係(想定問答他)』、1~4頁)。

「問2」に関しては、協定第2条3によって相手国とその国民の「財産、権利及び利益」に対して「具体的にいかなる国内的措置を執るかは当該締約国の決定するところにゆだねられている」ことから、「大韓民国及びその国民の実体的権利をどのように処理するか」について国内法の制定が必要となったとする。他方、当該法律案には「請求権」についての明記がないが、これに関しては、「第二条3後段にいう請求権については、実体的権利ではないので、国内法によつて処理する問題は生ぜず、したがつて国内法を制定する必要はない」と説明されている¹⁸。

「問6」に関しては、当該法律案による措置の対象として、「協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するすべての種類の動産、不動産、債権、証券に化体されたその他の権利」が挙げられ、「無体財産権」はその対象から除外されている¹⁹。また、対象となる財産権の各府省別の項目と金額（「備考」欄の記載省略）については、以下の形となっている²⁰。（金額については一部に「朝鮮人分不明」とされるものを含む）。

◎総理府

- ・「恩給」…8億4800万円

◎法務省

- ・「供託に係る金銭及び有価証券（外国人等に対する債務弁済のために行なう供託）」…「現金」1億0780万8663円・「有価証券」2095万8250円

¹⁸ 同上、8頁。

¹⁹ 同上、14頁。

²⁰ 同上、15～20頁。列挙される項目自体は前掲『（時の法令別冊）日韓条約と国内法の解説』の記載とほぼ同じである（111～112頁）が、金額の明記はない。なお、文部省所管の「著作権」と通商産業省所管の「工業所有権（特許権等）」については「措置の対象とならないもの」とされている（同前、21頁）。

◎外務省

- ・「朝鮮関係特別会計（朝鮮総督府、朝鮮簡易生命保険及び郵便年金、朝鮮食糧管理）…「不明」

◎大蔵省

- ・「預貯金」…「不明」
- ・「金融債」…「不明」
- ・「金融機関その他の債務（借入金、保証、保護預り、担保その他の預り物件）…「不明」
- ・「損害保険」…〔記載なし〕
- ・「生命保険」…「保険金額」11億1000万円・「責任準備金」1億6000万円
- ・「閉鎖機関、在外会社に係る財産、権利及び利益」
 - 1 「本邦内負債」…「供託分」16万7176円23銭・「新会社承継」1億5840万4806円（朝鮮人分不明）
 - 2 「残余財産分配金又はこれに代わる株券」…3604万6593円（「金銭」783万2493円・「株券」2018万0100円の「供託分」、「新会社保管」803万5000円） ※金額はママ
- ・「国債、貯蓄債券、報国債券」…「不明」
- ・「税関保管物件」…1710万0579円（「省令第八八号に基づくもの」1637万8202円・「政令第一九九号に基づくもの」72万2377円）

◎厚生省

- ・「未帰還者留守家族等援護法等による旧軍人軍属に対する未払給与金」…9136万4001円
- ・「引揚者給付金等支給法による引揚者給付金、未帰還者に関する特別措置法による弔慰料、戦傷病者特別援護法による葬祭費等」…「不明」
- ・「船員保険法等による保険給付の受給権」…「不明」

◎農林省

- ・「旧農業会、旧森林組合、旧水産会の持分払戻請求権」…「不明」
- ・「旧農業保険、旧家畜保険、森林保険、旧漁船保険の保険金請求権」…「不明」

◎運輸省

- ・「応徴船員に対する未払給与等の供託金」…323万2346円

◎郵政省

- ・「郵便貯金（朝鮮記号）」…12億円
- ・「郵便振替貯金（朝鮮口座）」…1億8000万円
- ・「簡易生命保険及び郵便年金」…「不明」

◎労働省

- ・「朝鮮人労働者に対する賃金、退職金及び事業主が保管している各種預金通帳等」…1700万円

以上の説明を通じて、日韓請求権協定の本文のみをもって「韓国側の権利」が「完全に消滅」していないことから国内立法措置が必要とされたこと、国内立法措置では「対日請求8項目」が主たる「消滅」対象として意識されていたこと、国内立法措置は協定の規定にある「財産、権利及び利益」の一部に限定され、「請求権」についてはその対象外とされていることなどが確認される。

2. 国内立法措置の不要と協定本文案への「処分権」の明記

——1965年4月中旬～5月上旬

1965年4月3日に請求権、漁業、法的地位の各協定の仮調印がなされ、日本の外務省は請求権協定文案の起草作業を進めた。4月中旬から財産・請求権問題についての「基本方針案」が作成され、数度の修正を重ねている

ことが確認される。

そのいずれも、「請求権解決」については協定文そのものによるものとし、国内立法の措置を別途とらなとする姿勢で一貫している【史料①～④】。ただし、「解決」に関わる用語として、4月20日付の方針案【史料③】までは「処理消滅」「処理・消滅」という字句を用いていたのが、4月28日付の方針案【史料④】では「処理」とされ、「消滅」の語が消えている。これは後述する法制局・外務省による4月20日の「予備的な話し合い」での修正を反映していると思われる。4月20日付の案文に加筆を施し、日付を「二〇」から「二七」に改めた別文書（法制局□□□〔□=判読困難箇所。以下同様〕行ったもの）との記入あり）では、「処理消滅せしめる」を「処理する」、「処理・消滅させる」を「処理する」へと修正している。この点は既に張博珍氏による言及があり、「消滅」の意識的な「撤回」が図られていると指摘している²¹。

4月中旬以降、協定本文の文案の作成・修正が繰り返されるとともに、関係各省をまじえた検討も進められた。1965年4月下旬～5月下旬の期間の場合、4月20日付の「基本方針案」にもとづいて4月20日に外務省・法制局との間で「予備的な話し合い」がおこなわれ²²、4月28日付の案文【史料⑥】を各省に送付してその意見を加えた²³うえで、5月1日と5月4日に法制局および関係各省との協議の場が設けられている²⁴。

当該時期の一連の案文【史料⑤～⑩】においては、文面が一定しない点が

²¹ 장박진, 前掲論文、2016年、68頁。

²² 佐藤正二の証言。「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」（アジア局北東アジア課内交渉史編纂委員会、1969年1月）（日韓会談文書（日本側）、文書番号：11）、3～4頁。

²³ 福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、5～6頁。福田博は1964年8月から1967年6月まで外務省条約局条約課事務官。同じく福田博の証言によると、4月28日付の案文は、4月27日案（4月24日案に条約局が修正）に対し外務省・大蔵省・法務省の関係者会議を経て修正したものだという（同前、5頁）。

²⁴ 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、6～7頁。

あるものの、「財産、権利及び利益」に関する「請求権放棄」および「処分権」の明記を軸とする形で作成されている。外務省関係者の後日の回想によれば、「最初に「処分する」といつていたのは是非ともこの条約でおしまいにしてしまいたい、別途の立法はしないという考え方が裏にあつた」という²⁵。「請求権」などの問題について協定本文中に明確な規定を入れることと国内立法を新たにおこなわないということはセットであった。

特に関係各省の検討・協議に関わる4月28日付の案文【史料⑥】と5月1日付の案文【史料⑨】については、両者とも第2条第1項の前半に「すべての財産、権利及び利益」に関する「すべての請求権を放棄」すること、その後段にサンフランシスコ平和条約の規定になら²⁶、「差し押さえ」「留置」「清算」など「何らかの方法で処分する権利」を相互に承認することが明記されている。これは5月4日の協議で「請求権放棄」と「処分権」を「別項」として分離することが提起され【史料⑩】、同日の協議をふまえた²⁷5月6日付の案文【史料⑪】では前者が第2条の第1項、後者が第2項として実際に分離されている。サンフランシスコ平和条約の規定にならう形で「処分権」としたのは、外務省関係者の回想によれば、「平和条約と同じ表現を使つておけば、平和条約の場合とまったく同じ説明ができるという気持ちであつたから」【史料⑫】とする²⁸。

²⁵ 黒河内康（1964年12月から1967年6月まで外務省北東アジア課首席事務官）の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、13～14頁。

²⁶ サンフランシスコ条約の第14条（a）項の2（1）…「次の（Ⅲ）の規定を留意して、各連合国は、次に掲げるもののすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する」。

²⁷ 福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、9頁。

²⁸ 「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」追録（小和田恒書記官談話）（アジア局北東アジア課内交渉史編纂委員会、1969年7月）（日韓会談文書（日本側）、文書番号：12）、13頁。小和田恒は1959年7月から1965年8月まで外務省条約局法規課勤務。

また、外務省側は5月1日の協議【史料⑧】において、前述の「基本方針案」にあった「消滅方式」を採用しなかった理由として「実際には消すことができないものが極めて多いこと」と「先例がないこと」を挙げて、「放棄形式」をとったと説明した²⁹。そして、この「放棄」については、「前段は外交保護権の放棄を定め、後段は処分権を□□る」としているところから、「外交保護権の放棄」が想定されている³⁰。5月4日の協議でも外務省側は「南北関係で保留する分が多い」ことなどを挙げ、「消滅方式」への消極的な姿勢を重ねて示した【史料⑩】。

国内立法との関連では、外務省としては「条約は平和条約のような形にして処分権だけを規定する、そして各省に個別立法を作ってもらい、それで消滅してもらおう」【史料④⑥】ことを考えていた模様である³¹が、各省は総じて条約による「解決」を求め、国内立法措置については個別対応の困難さからそれを回避するよう希望した。4月20日の協議³²では「請求権は全て消滅すること及び新立法を不要とする内容にしてほしい旨の要望があった」【史料⑧】とされ、5月1日の協議でも「なるべく、条約で解決をした方がよいということは、大方の希望のようである」【史料⑧】という発言が見られる。同じく5月1日の協議で外務省は「処分権」について、「国内的措置をとることをばくぜんと云おうとしたものである」とするかたわら、「この規定により国内法が不要となると云〔か〕いき〔か〕れるかどうか疑問がある」とする【史料⑧】。ついで5月4日の協議では、大蔵省側が「国内的処分に一々国内法を立法せねばならぬのは具合が悪くないか」「個々

²⁹ 장박진, 前掲論文, 2016年, 42頁にこの点の言及がある。

³⁰ 장박진, 前掲論文, 2016年, 42頁にこの点の言及がある。

³¹ 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」追録(小和田恒書記官談話)、7頁。

³² 佐藤正二の証言によれば、4月20日の協議については「その会の記録はとつていない」という(前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、4頁)。

の請求権を一々 check して消すことは無理である」と国内法の制定に改めて強い難色を示し、「政治的責任をもって条約でやってくれないと困る」として条約文による「解決」を主張した【史料⑩】。この一連の協議に参加していた大蔵省関係者の回想によれば、「最初のうちは、私的な債権債務まで消滅させてしまおうという乱暴な措置だから法律ではとても無理で、条約で一挙に処理するほかないと考えていた」【史料⑩】とする³³。

なお、5月4日の協議の際、大蔵省側があわせて「国会では一切消えることとなるので国内立法もきちんとやると答弁しているので、そうしないと具合が悪い」と述べている【史料⑩】。例えば、大平正芳・^{キムジョンピル}金鍾泌の合意（1962年11月12日）を受け、1963年2月に、森本靖議員（日本社会党）の質問に対し、大平正芳外務大臣が「一切の懸案を片づけて、あとにもんちゃくを残さぬようにいたしたいと思うのでございます。ただ、今御指摘のように、国と国との間に約束ができません、個人の請求権が残るではないか、それは裁判所に出てきた場合にどうするかという問題が理論上あり得るわけでございます。その場合、私どもの念願といたしましてはあとに問題を残さぬようにいたしたい。従って、要すれば国内立法のことも考えなければならぬのじゃないかと思いますが、しかし、ただいま、まだそういうことを具体的に考える段階まで参っていませんので、すべての懸案が解決がついて協定をつくるという段階において、今御指摘のようなことは考えなければならぬ場合があるかと思えます」と答弁している³⁴。

この国会答弁では個人の請求権に関する裁判所への提訴について言及されているが、1965年5月4日の協議においては、その点を想定した議論もか

³³ 渥美謙二「日韓会談における請求権問題について」（アジア局北東アジア課内日韓国交正常化交渉史編纂委員会、1969年11月）（日韓会談文書（日本側）、文書番号：18）、26頁。
渥美謙二は1964年7月から1966年3月まで大蔵省理財局外債課長。

³⁴ 「第43回国会衆議院予算委員会議録」第15号、1963年2月27日、7頁。

わされている。5月4日の議事メモによると、外務省では、「処分権」を規定しても実際に「債権について国〔カ〕が何か処分していないと裁判所は債権は存在しているとして訴を受理してしまい却下しないのではないかという心配」があり、「どういう書き方しても私人間のものまで殺すことはできないという考え方」が存在することから「裁判所が私人の権利を認める可能性がかなりあり」、そうなると条約について^{かなえ}鼎の軽重が問われるという懸念を抱いていた³⁵【史料⑩】。外務省関係者の回想においても、「単に国家ないし政府の財産や請求権を消滅するのみならず、個人に属する請求権や財産権もお互いに消滅することになるので、その法律上の規定ぶりをよほど固めておかないと、将来関係私人の提起した訴訟の場において政府が敗訴するがごときことになれば、その混乱は図り知れざるものがある」【史料⑩】とある³⁶。

裁判所への提訴については、例えば1963年2月に田中幾三郎議員（民主社会党）が国会で、「日本によって不法行為をされた」などの事由で「韓国人が日本人を相手どって訴訟を起こす場合」、日本で裁判を「起こしてくることもあり得る」とし、「消滅するけれども、その請求権は各国において、日本は日本、韓国は韓国においてこれを処理するという一つの取りきめをやっておかなければ、やはりあとにしこりが残っていくのではないかと述べている³⁷。このように、韓国人を原告とする訴訟の可能性が既に指摘されてはいた。ただ、協定案文作成の段階においては、第三次在外財産問題審議会（1964年7月設置、1966年11月答申）において在外財産問題をめぐる審議が進行中であつたこともあり、日本政府部内ではむしろ日本人側からの

³⁵ 장박진, 前掲論文、2016年、71頁にこの点の言及がある。

³⁶ 後宮虎郎「日韓交渉に関する若干の回想」（1965年7月）（日韓会談文書（日本側）、文書番号：16）、65頁。後宮虎郎は1962年から1966年まで外務省アジア局長。

³⁷ 「第43回国会衆議院予算委員会議録」第11号、1963年2月11日、15頁。

提訴が意識されていたと見られる。外務省や大蔵省関係者はともに、在外財産の補償問題がとりあげられて議論される当時において、この「請求権協定の書き方いかんによつては「国が権利を放棄した」ということになり³⁸【史料④9】、「日韓で新たに在韓日本人の財産について補償しなければならないとなると、大変な政治問題になる」³⁹【史料④6】という危惧があったということ、協定文案の作成にあたって重視したことのひとつとして回想で挙げている。

3. 「国内措置の効力承認」への転換——1965年5月上旬～下旬

5月4日の協議を経て作成された協定本文の案文においては、ある転換が見られるようになる。5月7日付の案文【史料④2】・5月8日付の案文【史料④3】以降、案文から「処分権」が消え、新たに「財産、権利及び利益」に関する相手国の既存の「国内措置の効力を承認」すること、そして、相手国に対しその措置に関わって「主張をなしえない」とすることが、文面として登場してくる。ただし、「処分権」についても5月18日付案文【史料④5】では残存しており、当該時期の検討の視野から完全に外されているわけではない。

しかし、5月19日付の案文【史料④6・④7】以降は「国内措置の効力承認」および「請求権の放棄」という方向で文面が収斂していく。5月19日には、法制局第三部主催で外務省・大蔵省の関係者をまじえて5月19日付の案文が審議された。外務省関係者による回想によれば、「処分権」から「国内措置の効力承認」へと転換した契機を5月19日の法制局審議にあると見て

³⁸ 渥美謙二、前掲「日韓会談における請求権問題について」、23頁。

³⁹ 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」追録（小和田恒書記官談話）、2頁。

いる【史料④】⁴⁰。その後、5月20日付の案文【史料⑩・⑪】を経て、5月21日付の案文【史料⑫】（同日午前10時頃）・同A案【史料⑬】（同日昼ごろ）・同B案【史料⑭】（同日午後）が作成されている⁴¹。この5月21日付の複数の案文においては、「国内措置の効力承認」の対象として、既存のものだけでなく「今後執ることのあるの措置」も加えられている。これは5月24日付の案文【史料⑮】でも同様であり、張博珍氏は「将来にわたる日本政府の裁量範囲を拡張することを狙った」と指摘している⁴²。

ついで、5月24日には協定本文の第2条に関する関係各省の協議が開催された。そこでは5月21日付B案に修正を加えた⁴³5月24日付の案文【史料⑯】が提示され、外務省側が4月28日付の案文【史料⑥】と対比しながら説明をおこなった。その際の議事メモ【史料⑰】によれば、「処分権」をとらなかった理由として、そのよりどころとしたサンフランシスコ平和条約が賠償問題を前提とするため日韓間の協定にそのまま組み込むのは支障があること⁴⁴、「日本側の事情で実際にはどうにもならないものが多い」ことが挙げられた。また「財産、権利及び利益」と「請求権」を同一の項のなかで並列させていたのを「分けて書」く形としたのは両者の「法的性格」の相違を考慮したためとし、「国内措置の効力承認」についてはサンフランシスコ平和条約の第4条（b）項⁴⁵、「請求権の放棄」については同条約の

⁴⁰ 佐藤正二の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、16頁。

⁴¹ それぞれの案文の作成の時間帯については福田博の証言による。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、15頁。

⁴² 장박진, 前掲論文, 2016年, 73頁。

⁴³ 福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、17頁。

⁴⁴ 장박진, 前掲論文, 2016年, 73頁にこの点の言及がある。

⁴⁵ サンフランシスコ条約の第4条（b）項…「日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」。なお、「国内措置の効力承認」という表現がサンフランシスコ条約の第4条（b）項に依拠している点については장박진, 前掲論文, 2016年, 73～74頁に言及がある。

第19条⁴⁶にそれぞれ依拠していると述べている。

なお、「請求権の放棄」について外務省側は、「放棄」の対象の「典型」は「外交保護権」であると言明し、それは「国民対国民のものまで外交保護権の放棄で足りるかという疑問もあるが平和条約第19条は外交保護権の放棄であると従来政府は一貫して答弁してきた」ことによるものとしている⁴⁷【史料④】。「日本国及びその国民のすべての請求権を放棄」するという平和条約第19条について「外交保護権の放棄」として説明してきたというのは、日本人の原爆被害者による提訴（1955年）などに対して、国家補償の回避とセットで打ち出されたものである⁴⁸。

国内法との関連では、外務省側が「処分権」をとらなかった別の理由として、案文を検討するなかで国内法が必要であれば別途検討せざるを得ないという形になり、「国内立法をしないという^{ママ}立前」の維持が困難になった点を指摘している。あわせて外務省は、案文中の「措置」とは「合法的な措置をいうのであるから、それを執るためには国内法をつくることが必要となる」と述べた。この段階では外務省側も立法形式を「包括立法」とするか「個別立法」とするか見極めあぐねているものの、「個別立法」を困難と見ていた【史料④】。

これに対し、同じく「個別立法」に難色を示した大蔵省側は、「包括立法」が必要であると主張している【史料④】。この点につき、当日の会議に出席していた大蔵省関係者の回想では、個別立法では「おとしもれができてし

⁴⁶ サンフランシスコ条約の第19条（a）項…「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国およびその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」 なお、「請求権の放棄」という表現がサンフランシスコ条約の第19条（a）項に依拠している点については장막진、前掲論文、2016年、74頁に言及がある。

⁴⁷ 장막진、前掲論文、2016年、74頁にこの点の言及がある。

⁴⁸ 山本晴太、前掲論文、2019年、102～103頁。

まう」ということのほか、財産関係の法律が一般的に「権利・義務の保全」を目的とするのに対し、当該立法は「協定に立脚して韓国側の権利を消滅させてしまうという趣旨の立法で、内容的に全く異例なもの」であることから「日韓協定という特別な措置に基づく包括立法でするより仕方がない」という判断になったとしている⁴⁹【史料④9】。なお、この大蔵省関係者の証言によれば、当初は「条約で一挙に処理するほかない」と考えていたものの、「研究して行くと協定案にいろいろな権利を書き並べて消滅させようにも前述したように何が出てくるかわからず協定でおちができては具合が悪い点があり、協定自体で消すことは補償問題ともからむし、結局協定では「最終的には国内法で何でもできる」ことにしておけばよいということに意見が一致したのだという⁵⁰【史料④9】。

「消滅」対象となる韓国側の「権利」を満遍なく協定本文に入れ込むことが困難であること、「日本側請求権の放棄の仕方」に関して「請求権協定の書き方いかん」によっては日本国内で補償問題の惹起が危惧されること【史料④9】などから、協定本文による財産・請求権の「処分」や「消滅」という方式は放棄を余儀なくされるとともに、国内立法措置の必要性が現実のものとなった。そして、国内法による措置に関しては、いわば「白紙委任」⁵¹を相互に認めるという形で条文化が進められることになった。

6月2日に開催された「請求権及び経済協力委員会請求権分科会」第1回会合において、日本側は協定文案を韓国側に提示した。その案文の第2条中には「他方の締約国がすでに執り又は今後執ることのあるすべての措置の効力を承認し」という一節が含まれており、日本側はこれについて「すべての措置には、財産権、債権等を消滅させる措置のみならず、相手国

⁴⁹ 渥美謙二、前掲「日韓会談における請求権問題について」、33～34頁。

⁵⁰ 渥美謙二、前掲「日韓会談における請求権問題について」、26頁。

⁵¹ 장막진、前掲論文、2016年、82頁。

民が請求をもち出してもこれを却下する措置なども含むと解釈するものとする」と説明している。これに対し、韓国側は「今後執ることのあるすべての措置」について、「日本側の説明によれば法廷で却下することなどが考慮されているようだが、本来この種のことは協定で触れる要はなく、権利、利益について今後何等の措置もとらぬかぎり無限にペンディングの状況になる」こと、「実例は思いつかないが、包括的な規定の仕方では可哀想なケースもありうる」ことを挙げつつ、「当然起案段階で考慮したであろう措置の対象と内容」について具体的に提示することを求めた⁵²。ついで、6月3日の同分科会・第2回会合において、日本側は「今後執るべきことのあるすべての措置」について、当初は「処分権」や「消滅の方式」を考慮したが、「消滅方式では事柄がギラつくのを避け相互に相手国政府の裁量に処置をまかせる方式が適当であると考え」たうえでの案文であるとしつつ、「今後とるべき措置と云う表現には、措置をとらぬこともありうるということがインプライされている」と述べるにとどまっている⁵³。

4. 国内立法措置の策定過程——1965年7～9月

5月24日付の案文【史料㉓】は関係府省にも配布され、各府省から意見が寄せられた。それらを集約した文書【史料㉔】には「案文の可否」と「国内立法関係」に関する各府省の意向が整理されている。「国内立法関係」について見ると、「包括立法」を希望する声がほとんどである。

国内法の制定について、法律の形式・進行予定・主管などが確定するの

⁵² 北東アジア課「第7次日韓全面会談請求権及び経済協力委員会請求権分科会第1回会合」（1965年6月2日）（日韓会談文書（日本側）、文書番号：81）、4・10・12頁。장박진、前掲論文、2016年、79～81頁に当該史料の引用も含めてこの点に関する言及がある。

⁵³ 北東アジア課「第7次日韓全面会談請求権及び経済協力委員会請求権分科会第2回会合」（1965年6月3日）（日韓会談文書（日本側）、文書番号：81）、2～3頁。

は、1965年8月5日の「事務次官等会議申合せ」【史料⑳】によると見られる。そこでは、「個別立法」ではなく「法律案1件」にまとめ、関係各大臣による「共同請議」とすること、8月末日までに成案を固めて9月早々に閣議決定という予定で進めること、外務省が中心となって法案のとりまとめをおこなうことなどが確認された。あわせて、8月10日から23日にかけて、各府省から「国内措置」の対象となる請求権関係の具体的項目が提出された⁵⁴。

なお、国内法の制定を外務省が担うことになった背後には、法案の主管をめぐる各府省間・外務省内部のせめぎあいがあった。外務省関係者の後日の回想によると、外務省では、「国内立法を必要とすることになれば法制局を原局としてやつてもらわねばならない」（佐藤正二）【史料㉔】として、法制局を主管として想定していたが、法制局では「自分で法律を作るようなことはしないという立場論を強く主張し」（小和田恒）【史料㉕】これを拒んだ。ついで、外務省は法務省・大蔵省・総理府に依頼した（松永信雄）【史料㉖】が、果たせなかった。大蔵省は「他省の分まで引受けて包括立法をするような立場にはない」という姿勢であったという（小和田恒）【史料㉗】。そこで、外務省で引き受けざるを得なくなった。外務省内でも、官房かアジア局か条約局かという形になったが条約局に要請がなされ、条約局内でも条約課か法規課かというなかで法規課は「国内法の関係はない」として（松永信雄）【史料㉘】、最終的に条約局条約課が担当することになったという⁵⁵。

⁵⁴ 「日韓請求権協定署名に伴う関係法律の整備について」（1965年8月5日）に続く書類（日韓会谈文書（日本側）、文書番号：1226）。各府省から提出された請求権関係項目、吉澤文寿『日韓会谈1965——戦後日韓関係の原点を検証する』高文研、2015年に「日本政府各府省庁に関わる韓国側の個人請求権消滅対象項目一覧」としてまとめられている（118頁）。

⁵⁵ 佐藤正二の証言。前掲「日韓会谈における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、8頁。前掲「日韓会谈における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」追録（小和田恒書記官談話）、8頁。松永信雄（1964年5月から1967年8月まで外務省条約局長）の証言。「日韓交渉の回顧—条約課の立場から（松永課長を中心に）」（アジア局北東アジア課日韓外交正常化交渉史編纂委員会、1971年11月）、64頁。

国内立法措置の準備作業については、史料上では、法律の形式などが確定する前にあたる7月の段階と、各府省から請求権関係の具体的項目の提出を受けた後にあたる9月の段階において見出される。

前者については、7月中に「検討試案」として複数の「特別措置法案」が作成されている。日付の明記のある案文としては、7月16日付【史料⑳】・20日付【史料㉑】・29日付【史料㉒】・30日付【史料㉓】の4点が確認される。

「財産、権利及び利益」に対する具体的な措置の表現に関しては、7月16日付の案文では「財産、権利及び利益」が「消滅したものとする」、7月20日付の案文では「これらに係る権利及び利益が失われたものとする」、7月29日付・30日付の案文では政令により「その権利を失わせることができる」という形となっている。また、この段階での案文では、朝鮮民主主義人民共和国領域の「住民」（7月16日付の案文では「当局及びその住民」）の「財産、権利及び利益」に関する規定が入っている。7月16日付と7月20日付の案文では「権利の行使及び主張をすることができない」とされているのに対し、7月29日付と7月30日付の案文では政令により「その権利を停止することができる」「その権利の行使を停止することができる」とされている。

9月に入り、外務省を中心として法案の作成作業が進められた。日付の明記のある案文としては、9月13日付【史料㉔】・15日付【史料㉕】・17日付【史料㉖】・18日付【史料㉗】・20日付【史料㉘】・21日付【史料㉙】・22日付【史料㉚】・24日付【史料㉛】・30日付【史料㉜】の9点が確認できる。

9月13日付の法案要綱案には、「郵便貯金、郵便為替及び郵便振替」をはじめ15の項目を列挙したうえで、それらの「財産、権利及び利益」に関する「すべての権利を失うもの」とし、その「すべての権利」は「国に帰属する」と規定された。これに対し、9月15日付の法案要綱案のほうは、政令により「その権利が失われたものとする」対象が18項目となり、国への帰属に関する規定が消えている。朝鮮民主主義人民共和国領域の「住民」の「財産、権利及び利益」については9月13日付・9月15日付ともに規定が

あり、「当分の間、その権利の行使を停止する」とされている。この朝鮮民主主義人民共和国領域の「住民」に関する規定は9月17日付以降の案文では姿を消している。

ついで、9月17日付以降の案文について見ていくと、まず、法案のタイトルに関しては、「要綱(案)」の文言が削除され、9月17日付の案文では「韓国人の財産に関する特別措置法案」となっている。これは、9月18日付の案文から「大韓民国の債権等に関する特別措置法案」に変わり、9月30日付の案文において実際の提出・成立時の名称である「大韓民国等の財産権に関する措置に関する法律案」となっている。形式面では、9月17日付から21日付までの案文では「条」ではじまるのに対し、9月22日付の案文からは「条」がなくなり、「項」「号」で構成されている。

「財産、権利及び利益」に関する具体的な措置については、9月17日付の案文では、日韓の国家－国家間および国家－国民間の債権に関するものと、日韓の国民－国民間の債権に関するものとを条文として分け、前者は「その権利が消滅したものとする」、後者は「その権利が主張できないものとする」とされている。9月18日付の案文では、日韓の国家－国家間、国家－国民間に加えて国民－国民間の債権も「その権利が消滅したものとする」とされたほか、これらの債権以外の財産権に対して政令により「その権利を消滅させ又は国へ帰属させることができる」と規定されている。9月20日付の案文では、日本側(国・地方自治体・国民)に対する韓国側(国・国民)の「債権及びその目的たる物」と、それ以外の韓国側(国)が保有する「すべての物」および日本側(国)が保管する韓国側(国・国民)の「物」とに条文を分けて、いずれも「その権利は消滅したものとする」とされ、その他の財産権については18日付の案文にあった「国へ帰属」という文言は見られず、政令により「その権利を消滅させることができる」としている。

9月22日付以降の案文は、先述の通り「条」のないものとなった。そして、

22日付・24日付の案文はそれまでのものに比して内容が整理されている。9月22日付の案文は、日本側（国・国民）に対する韓国側（国・国民）の「債権及びその目的たる物」の権利、それ以外の韓国側（国）保有の「物」の権利、日本側（国）保管の韓国側（国民）の「物」の権利の三つを挙げて「その権利が消滅したものとす」とし、「株式、出資」などの権利については株券・出資証券などを「保管する日本国又はその国民に帰属するものとする」と規定されている。9月24日付の案文は22日付のものと同様であるが、「その権利が消滅したものとす」対象として、日本側（国・国民）に対する韓国側（国・国民）の「債権及びその目的たる物」の権利（22日付のものと同様）と、韓国側（国）が所有・保管する「物」および日本側（国）が保管する韓国側（国民）の「物」の権利との二つに整理した形で挙げられている。依拠史料における一連の案文のうち最後のものとなる9月30日付の案文は、一部に異同があるものの、法律案として国会に提出されたものと同様内容に至っている。

むすびにかえて

日韓間の「財産・請求権」問題における「解決」対象の「処理消滅」（後に「消滅」を削除）にあたっては協定自体によるものとし、国内立法の措置を別途にとることはしない、というのが日本政府の当初の方針であった。各省の意向もまた総じて、個別対応が困難であることから、協定本文による「解決」方法の明記・国内立法の回避を要望するものであったが、外務省では国内立法の可能性を排除していなかった。1965年4月下旬から5月上旬にかけて外務省が作成した協定案文では、「財産、権利及び利益」についてはサンフランシスコ平和条約の規定にもとづく「処分権の承認」を協定本文に明記する一方、「請求権」については一部案文を除いて「消滅」を採らず、外交保護権の放棄を念頭に置いて「請求権の放棄」が用いられ

た。5月上旬の案文からは、「国内措置の効力承認」および「請求権」の主張不可という形態が登場した。5月中旬段階の一部案文では「処分権」も存置されていたが、5月中旬以降は、過去及び将来の「国内措置の効力承認」へと収斂していく。そこには、協定本文のなかに網羅的な形で韓国側の財産・請求権の「処分」や「消滅」規定を明記することが困難という判断や、日本側の財産・請求権に関する協定本文の内容によっては日本国内における在外財産補償問題につながりかねないという懸念などが見られた。後者に関しては、「日本側の財産請求権は政府が直接消滅させたという形には絶対にしたくない」という点と、「韓国側の財産請求権に関しては、きちつと消滅させておかないとあとで厄介なことになつては困る」という点の、「全く矛盾する二つの要素」を協定本文の中でいかに両立させるかという問題（小和田恒）【史料⑥】が介在していた。関係各省による協定案文の協議・検討を通じて、協定本文による「解決」方法の明記・国内立法の回避という道筋は断念されるに至り、国内立法措置の実施に迫られることになった。8月初頭に法律の形式・進行予定・主管などが確定し、個別立法ではなく、包括立法とされた。法案の準備は7月段階より確認され、この時点では朝鮮民主主義人民共和国側の「当局」・「住民」に関する規定も見られた。9月の中旬から下旬にかけて法案の作成・修正が本格的に進み、10月の国会提出・12月の通過・成立に至っている。

法律第144条の成立過程に着目する所以の一つとして、成立過程そのものの検証を通じて、今日なお引き継がれている戦後補償問題へ向き合う上での手がかりをそこから探るといことが考えられる。本稿では法律第144号の成立に至るおおまかな経緯は提示できたかもしれないが、一連の文案における個々の変化・修正が法的に意味するところは何か、その変化・修正にまつわる思惑はどこにあるのかといった点を明確にできなかったことをはじめ、多くの不備を残したままである。本稿がはなはだ不十分な概括的把握にとどまったことをご容赦いただきたい。

【史料篇】

◎法律第144号（「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」1965年12月17日公布・同年12月18日施行）全文

1 次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとす。ただし、同日において第三者の権利（同条3の財産、権利及び利益に該当するものを除く。）の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

一 日本国又はその国民に対する債権

二 担保権であつて、日本国又はその国民の有する物（証券に化体される権利を含む。次項において同じ。）又は債権を目的とするもの

2 日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、同日においてその保管者に帰属したものとす。この場合において、株券の発行されていない株式については、その発行会社がその株券を保管するものとみなす。

3 大韓民国又はその国民の有する証券に化体される権利であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものについては、前二項の規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同条3の規定に該当するその国民は、昭和四十年六月二十二日以後その権利に基づく主張をすることができないこととなつたものとする。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

◎「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」第2条（1965年6月22日調印）

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日

までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

◆関連史料（抜粋） ※史料中の〔 〕は宮本による補記

① 「処理方針」（1965年4月17日）

* 「処理方針」との手書記入あり。

二 請求権解決の処理

[方針]

1 協定はこれに基づいて国内処理を可能とするための新たな立法措置は必要としない程度に self-executing〔自動執行〕なものにすることとする。（もつとも個々の具体的財産及び請求権を処理消滅せしめるための実施措置として政令、省令、ないし通達等の行政措置を講ずることは必要とならう。）

② 「財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」（条約局、1965年4月19日）

二 解決請求権の処理

1 協定による解決の対象となる財産及び請求権は、協定自体により処理消滅せしめることとし、新たな立法により処理、消滅させることとはしないとの方針をとることとする。

③ 「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」（条約局、1965年4月20日）

二 解決請求権の処理

1 解決の対象となる財産及び請求権は、協定自体により処理消滅せしめることとし、新たな立法により処理消滅させることとはしないとの方針をとることとする（手続法令は別）。

④ 「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」（条約局、1965年4月28日）

* 「各省に提示し。〔ママ〕検討依頼。」との手書記入あり。

* 「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」(アジア局北東アジア課内交渉史編纂委員会、1969年1月)所収の「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」(1965年4月28日)と同一内容(55頁)。

二 解決請求権の処理

1 解決の対象となる財産及び請求権は、協定自体により処理することとし、新たな立法により処理することとはしないとの方針をとることとする(手続法令は別)。

⑤ 「日本国と大韓民国との間の財産及び請求権に関する問題の解決のための協定(案)」(1965年4月24日)

第二条

1 いずれの一方の締約国も、次に掲げる者のすべての財産、権利及び利益でこの協定の署名の時にそれぞれ自国の管轄の下にあるもの(千九百四十五年九月二日後に行なわれた取引、契約その他通常の方法に基づく関係から生じたものを除く。)をこの協定の署名の時にさかのぼつて差し押さえ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

(a) 他方の締約国

(b) 千九百四十五年九月二日以前からこの協定の署名の時まで引き続き当該一方の締約国に居住する他方の締約国の国民を除く当該他方の締約国の国民

第三条

いずれの一方の締約国も、それぞれ自国及びその国民が、他方の締約国又はその国民に対しこの協定の署名の時に有する請求権(千九百四十五年九月二日後に行なわれた取引、契約その他通常の方法に基づく関係から生じたものを除く。)をこの協定の署名の時にさかのぼつて放棄する。

第四条

この協定の規定の結果として、両締約国及び両締約国国民の財産並びに両締約国及び両締約国国民の間の請求権に関連するすべての問題は、完全かつ最終的に解決されたこととなる。

[中略]

第二条及び第三条の代案

一方の締約国及びその国民が他方の締約国の管轄の下にある財産に関して有するすべての権利、権原及び利益並びに一方の締約国及びその国民が他方の締約国又はその国民に対して有するその他のすべての請求権(千九百四十五年九月二日後に行なわれた取引、契約その他通常の方法に基づく関係から生じた権利、権原、利益及び請求権を除く。)は、この協定の署名の時にさかのぼつて消滅するものとする。

ただし、一方の締約国の国民で、千九百四十五年九月二日以前からこの協定の署名の時まで引き続き他方の締約国に居住するものときは、この限りでない。

⑥ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）」（1965年4月28日）

* 「各省に提示。検討依頼。」との手書記入あり。

* 4月27日案（4月24日案に条約局が修正）に対し外務省・大蔵省・法務省の関係者会議を経て修正のうえ各省に送付されたもの（福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」5頁）。

* 第二条の2の規定中〔 〕の加筆箇所の前後については、前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）」（1965年4月28日）では「…1という財産、権利及び利益以外のいかなる請求権をも…」となっている（60頁）。

第二条

- 1 いずれの一方の締約国も、本国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）のすべての財産、権利及び利益でこの協定の署名の時にそれぞれ他方の締約国の管轄の下にあるものについてのすべての請求権をこの協定の署名の時に放棄し、当該他方の締約国がこれらの財産、権利及び利益をこの協定の署名の日をもつて差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有することを承認する。
- 2 いずれの一方の締約国も、それぞれ本国及びその国民が、他方の締約国又はその国民に対しこの協定の署名の時に有する1という財産、権利及び利益〔「についての請求権」加筆〕以外のいかなる請求権をもこの協定の署名の時に放棄する。
- 3 1及び2の規定は、一方の締約国の国民で、千九百四十五年九月二日以前からこの協定の署名の時まで引き続き他方の締約国に居住するものには、適用しない。
- 4 1及び2の規定は、千九百四十五年九月二日の後に行なわれた取引、契約その他通常の法律行為に基づく関係から生じた財産、権利、利益及び請求権には、適用しない。ただし、同日の後この協定の署名の時までにそれぞれの締約国において施政当局がとつた措置の対象となつた財産、権利、利益及び請求権については、この限りでない。

⑦ 財産請求権・経済協力協定第二条・別案（1965年4月30日／「昭和四〇・四・三〇（消滅したとの案）」）

* 「大蔵が外交保護権放棄の案文と一緒に省議にかけたいというので作成した案文」との手書記入あり。

第二条

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国が、当該一方の締約国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）のすべての財産、権利及び利益でこの協定の署名の時にそれぞれ当該他方の締約国の管轄の下にあるものをこの協定の署名の時に消滅したものと取り扱い、これらの財産、権利及び利益をこの協定の署名の日をもつて取用し、差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有することを承認する。いずれの一方の締約国もこれらの財産、権利及び利益についてなんらの請求権をも有しないものとする。

⑧ 「日韓財産及び請求権問題解決協定について」（1965年5月1日）

*法制局における基本方針案・協定案の審議の際の議事メモ。

〔前略〕

2 まず、条約課長〔松永信雄〕より協定案について要旨次のとおり説明があった。

〔中略〕

〔4〕 第二条について

前回の会議〔4月20日第1回会議〕において請求権は全て消滅すること及び新立法を不要とする内容にしてほしい旨の要望があったが、消滅させるといっても実際には消すことができないものが極めて多いこと、また、消滅方式は先例がないので、結局□□□□〔□＝判読困難箇所。以下同様〕は放棄方式を採用した。

1について

前段は外交保護権の放棄を定め、後段は処分権を□□る。処分権についてはこの規定により国内法が不要となると云〔カ〕いき〔カ〕れるかどうか疑問がある。〔中略〕

2について

1にいう以外のもの—不法行為賠償に係る請求権—を含めるためこの規定を設けた。ここに入るものとしてはだ捕漁船についての請求権があげられよう。〔中略〕

3 以上に引き続き、質疑が行なわれた。〔中略〕

〔2〕 第二条について

第1部長—1項前段で放棄を後段で処分権を規定しているが両者の関連はどのようになっているか。

条約課長—前段後段互いに overlap〔重なる〕してはいるが両者が全く同一ということではない。

第1部長—その点が気になる。別のことであれば解るがどの程度 overlap するか疑問である。

条約局長〔藤崎万里〕—あまり論理的でない方ではないが、前段で切り離して、後段は国内法的措置をとることをばくぜんと云おうとしたものである。

[以下略]

⑨ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）」（1965年5月1日）

*5月1日に作成した基本方針案・協定案について同じ5月1日に法制局で審議がなされ、その際の意見をふまえて改めて5月1日付の協定案が作成された（福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、6～7頁）。史料⑩がいずれの段階のものであるかは確定できていない。

第二条

- 1 いずれの一方の締約国も、本国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）のすべての財産、権原及び利益でこの協定の署名の時にそれぞれ他方の締約国の管轄の下にあるものについてのすべての請求権をこの協定の署名の時に放棄し、当該他方の締約国はこれらの財産、権利及び利益をこの協定の署名の日をもつて差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有するものとする。
- 2 いずれの一方の締約国も、それぞれ本国及びその国民が、他方の締約国又はその国民に対しこの協定の署名の時に有する1にいう財産、権利及び利益についての請求権以外のいかなる請求権をもこの協定の署名の時に放棄する。
- 3 1及び2の規定は、一方の締約国の国民で、千九百四十五年九月二日以前からこの協定の署名の時まで引き続き他方の締約国に居住するものには、適用しない。
- 4 1及び2の規定は、千九百四十五年九月二日の後に行なわれた取引、契約その他通常の法律行為に基づく関係から生じた財産、権利及び利益並びにそれらについての請求権には、適用しない。ただし、同日の後この協定の署名の時までにそれぞれの締約国において施政当局が執つた措置の対象となつた財産、権利及び利益並びにそれらについての請求権については、この限りでない。

⑩ 協定案に関する各省協議記録（1965年5月4日）

*法制局における協定案の審議の際の議事メモ。

[前略]

外債課長〔渥美謙二〕一国内的処分に一々国内法を立法せねばならぬのは具合が悪くないか。

第3部長一なるべく、条約で解決をした方がよいということは、大方の希望のようである。

外債課長一大平・金メモで文句をお互いになくなった。また、南北鮮〔ママ〕の問題もある。このような事態で個々の請求権を一々 check して消すことは無理である。他方、国会では一切消えることとなるので国内立法もきちんとしてと答弁してい

るので、そうしないと具合が悪い。この二つの要素をどのように組合せるか。いずれにせよ通常の立法形式でやることは困るので、政治的責任をもって条約でやってくれないと困ると思う。

第□部長—□項にいう「についての請求権」を放棄するとはどういうことか。桑港条約14条 a2には後段しかない。

熊谷事務官—最初の案では後段しかなかったが、外交保護権の放棄をはっきりいうためにはその前にいう必要があるというので前段ができた。〔中略〕

第1部長—日本が勝手に抹消すると日本では補償問題が起る。

第2部長—お互いに補償は他方の国がやるとすればよいではないか。

第1部長—いずれにせよ何らかの形で補償問題が出てくるのは避け得ないであろう。

条約課長—1項2項共に双務的な書き方をしているが実質的に8項目を消すことをはっきりさせたい。1項で処分権を書いているが、これについて8項目を確認すればそれは消えるといえるのでないか。〔中略〕

条約課長—外交保護権の放棄□□□□□〔のみであるカ〕から□□□放棄していない。1項後段で処分権を〔カ〕いつているが□いわれた□□□□□□□□□□□□債権について国〔カ〕が何か処分していないと裁判所は債権は存在しているとして訴を受理してしまい却下しないのではないかとこの心配□残る。〔中略〕他方、どうい書き方をしても私人間のものまで殺すことはできないという考え方がある。条約局長は、裁判所が私人の権利を認める可能性がかなりあり、そうなれば条約自体の軽重が問題となり困るということを考えている。

第1部長—それは補償を与えれば何とかなるのではないか。

条約課長—いずれにせよ対象がはっきりしないこと、及び消す方法が具体的にはっきりしないことのためこのような書き方になった。一切〔カ〕消すという立場をとると、それがどういうことになるかと□も解らないというのが条約局長の考えである。条約上消したこととして、それが實際上復活することを国内法上認めることはどうかということについて討議したが、条約局長はここにいう処分権は国家間のもを消すということで実体は□□□□□であり、この方が説明しやすいと考えている。また消すといっても南北関係で保留する分が多いので、消滅方式をとるとそれまで不安定な関係となるおそれ□あるといえる。結局□項で「についての請求権」ということはおかしい□□1項は財産権利益だ□とし請求権は別項とすることがよいのではないか。その場合1項は桑港条約14条的に処分権とのみとし2項でそれについての請求権放棄とした方がすっきりしないかと考える。

〔中略〕

第3部長—いずれにせよ国内法が必要なのであるから、「日韓間の請求権問題が解決されるべきこと」という前文の趣旨を国内法に入れることとしてはどうか。

[以下略]

⑪ 協定第二条案文（1965年5月6日）

- * 「五月四日の法制局審議の結果作成したもの」との手書記入あり。
- * 当該案文は法制局・大蔵省・法務省に手交された（福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、9頁）。
- * 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条（案）」（1965年5月6日）と同一内容（62頁）。

第二条（案）

- 1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）のすべての財産、権利及び利益でこの協定の署名の日にそれぞれ自国の管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有するものとする。
- 2 いずれの一方の締約国も、この協定の署名の日において自国及びその国民が他方の締約国又はその国民に対して有するいかなる請求権をも放棄する。
[[3]（適用除外規定）は省略]

⑫ 協定第二条案文（1965年5月7日試案）

- * 法制局での審議をふまえ条約課長が作成した試案（福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、9頁）。
- * 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条（案）」（1965年5月7日）と同一内容（64頁）。

第二条

- 1 両締約国は、この協定の署名の日に関係するすべての財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたものとみなすことを合意する。
- 2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の有効な支配の下にある領域における施政当局がその管轄の下にある当該一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益についてこの協定の署名の日までに執つた措置の効力を承認し、その措置の対象となつた財産、権利及び利益についてのすべての請求権を放棄する。
[[3]（適用除外規定）は省略]

⑬ 大蔵省案（1965年5月8日）

- * 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収のもの（66～69頁）。

日本国及び大韓民国は、両国及び両国民の財産並びに両国及び両国民の間の請求権に関するすべての問題を完全かつ最終的に解決するものとし、

〔1. (a) …日本側の対韓請求権（拿捕漁船・米軍政庁法令第33条による措置を含む）について「一切の主張をなさない」ことを確認〕

〔1. (b) …韓国側の対日請求権について「一切の主張をなさない」とともに「対日請求8項目」に関わる請求権を「放棄」〕

2 両締約国は、大韓民国の日本国よりの分離に関連して生じた財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題を処理するため、それぞれの締約国において施政当局が他方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益について執った措置の効力を承認し、その措置から生じた請求権に関する主張をなさないこととする。

〔3〕は省略〕

⑭ 協定第二条案文（「試案」／1965年5月17日）

* 「松永案」との手書記入あり。

* 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条（案）」（1965年5月17日）と同一内容（70頁）。

第二条

1 両締約国は、この協定の署名の日に両締約国及びその国民の間に存在するすべての財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたものとみなすことを合意する。

〔「2」は省略〕

（第二条に関する交換公文の内容）

一 大韓民国政府は、次の財産、権利及び利益が日本国により取得されることを承認し、大韓民国及びその国民がこれらについていかなる主張をもなさないことを確認する。〔以下「対日請求8項目」に関わる内容を列挙〕

〔「二」は省略…「だ捕漁船請求権の放棄」の確認〕

⑮ 協定第二条案文（1965年5月18日）

* 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条（案）」（1965年5月18日）と同一内容（72～73頁）

第二条（案）

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）のすべての財産、権利及び利益でこの協定の署名の日にそれぞれ自国の管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有するものとする。

2 いずれの一方の締約国も、この協定の署名の日において自国及びその国民が他方の締約国又はその国民に対して有するいかなる請求権をも放棄する。

〔「3」「4」（適用除外規定）は省略〕

（第二条に関する交換公文の内容）

協定第二条に関し、

一 大韓民国政府は、次の財産、権利及び利益について大韓民国及びその国民がいかなる主張をもなしえないことを確認する。〔以下「対日請求8項目」に関わる内容を列挙〕

〔「二」は省略…「だ捕から生じたすべての請求権」に関する規定〕

⑯ 「法制局第三部長案」（1965年5月19日）

＊前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「法制局第三部長案 第2条（案）」（1965年5月19日）と同一内容（75頁）。

第二条（案）

1 いずれの一方の締約国も、この協定の署名の日において他方の締約国又はその国民に対して有するすべての請求権を放棄する。

2 いずれの一方の締約国も、その国民（法人を含む。以下同じ。）のすべての財産、権利及び利益でこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるもの及びその国民がこの協定の署名の日において他方の締約国又はその国民に対して有するすべての請求権（債権を含む。）について、当該他方の締約国が執ることがあるすべての措置の効力を承認する。

⑰ 第二条案文（1965年5月19日）

＊5月19日、法制局第三部主催の外務省・大蔵省関係者による会議で審議された案文（福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、15頁）。

＊前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条（案）」（1965年5月19日）と同一内容（76頁）。

第二条（案）

1 いずれの一方の締約国も、自国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）のすべての財産、権利及び利益でこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものについて、当該他方の締約国が執ることがあるすべての措置の効力を承認し、これに関連して自国及びその国民が有することがあるいかなる請求権をも放棄する。

〔以下の適用除外規定は省略〕

〔「2」（両国が放棄する財産・権利・利益・請求権の内容）は省略〕

⑱ 第二条案文（1965年5月20日）

*「五月十九日午後法制局第三部長主宰の会議（条約課長、外債課長出席）において作成されたもの」との手書記入あり。

*前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条（案）」（1965年5月20日）と同一内容（79頁）。

第二条（案）

1 いずれの一方の締約国も、この協定の署名の日において自国が他方の締約国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）に対して有するすべての請求権（債権を含む。以下同じ。）を放棄するものとし、自国及びその国民のすべての財産で同日に他方の締約国の管轄の下にあるもの並びに同日において自国の国民が他方の締約国又はその国民に対して有するすべての請求権について他方の締約国が執ることのあるすべての措置の効力を承認する。

〔2〕（適用除外規定）は省略

⑲ 「第二条（案）」（1965年5月20日／「昭和四〇・五・二〇一一」）

第二条（案）

1 いずれの一方の締約国も、自国及びその国民のすべての財産及び請求権（債権を含む。以下同じ。）で千九百四十五年九月二日以前から他方の締約国の管轄の下にあつたものについて他方の締約国がすでに執り、又は今後執ることのあるすべての措置の効力を承認するものとし、また、いずれの締約国も、他方の締約国に対するすべての請求権を放棄する。

〔2〕（適用除外規定）は省略

⑳ 「第二条（案）」（1965年5月21日）

*5月21日の朝10時ころに佐藤正二（官房審議官）・松永信雄（条約課長）・小和田恒（事務官）等が作成したもの（福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、15頁）。

*前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条（案）」（1965年5月21日）と同一内容（81頁）。

第二条（案）

1 いずれの一方の締約国も、自国及びその国民の財産及び他方の締約国又はその国民に対する請求権（債権を含む。）について他方の締約国がすでに執り又は今後執ることのある措置の効力を承認し、また、この協定の署名の日に自国が他方の締約国に対して有することのあるすべてのその他の請求権を放棄する。

〔2〕（適用除外規定）は省略

⑳ 5月21日付第二条案文 A (1965年5月21日)

- * 「条約局長室会議 (21日朝) の結果、案文にしたもの」との手書記入あり。
- * 条約局で5月21日の昼ごろに作成したもの (福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、15頁)。
- * 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条 (案)」 (1965年5月21日 A) と同一内容 (82頁)。

第二条 (案)

- 1 いずれの一方の締約国も、本国及びその国民の財産、権利及び利益であつて他方の締約国の管轄の下にあつたか又は現にあるものについて他方の締約国がすでに執り又は今後執ることのある措置の効力を承認し、また、この協定の署名の日に本国及びその国民が他方の締約国及びその国民に対して有するすべての請求権を放棄する。

〔「2」 (適用除外規定) は省略〕

㉑ 5月21日付第二条案文 B (1965年5月21日)

- * 外務省条約局長と法制局長官との会議をふまえて条約局で5月21日の午後を作成したもの (福田博の証言。前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」、15頁)。
- * 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条 (案)」 (1965年5月21日 B) と同一内容 (84～85頁)。

第二条 (案)

- 1 いずれの一方の締約国も、本国及びその国民 (法人を含む。) の財産、権利及び利益であつて他方の締約国の管轄の下にあつたか又は現にあるものについて他方の締約国がすでに執り又は今後執ることのある措置の効力を承認する。

〔第2項 (適用除外規定) 省略〕

- 3 いずれの一方の締約国も、この協定の署名の日以前に生じた事由に基づく他方の締約国及びその国民に対する本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

㉒ 第二条案文 (1965年5月24日)

- * 「五・二一 B 案に佐藤〔正二〕 審議官、条約課長〔松永信雄〕 が手直しを加えたもの」 「5月24日各省会議 (3.00pm 420号室) において配布」との手書記入あり。
- * 前掲「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「第2条 (案)」 (1965年5月24日) と同一内容 (86～87頁)。

第二条 (案)

- 1 いずれの一方の締約国も、本国及びその国民 (法人を含む。) の財産、権利及び

利益であつて他方の締約国の管轄の下にあつたか又はこの協定の署名の日にあるものについて他方の締約国がそれぞれすでに執り又は今後執ることのある措置の効力を承認する。

2 前項の規定は、次のものには適用しない。ただし、この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた措置の対象となつた財産、権利及び利益については、この限りでない。〔以下、除外項目は省略〕

3 いずれの一方の締約国も、この協定の署名の日以前に生じた事由に基づく他方の締約国及びその国民に対する自国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

⑭ 「第2条に関する各省会議」（1965年5月24日）

〔前略〕

2、出席者に対し5月24日案（第2条）を手交し、これに対し、佐藤〔正二〕審議官及び条約課長より要旨次のとおり説明した。

佐藤審議官—前回4月28日に各省にお渡しした基本方針案及び協定案と比較して特に変つている点は、4月28日案においては財産等の処分権を考えていたが、日本側の実情で実際にはどうにもならないものが多いので、当方が執る措置（執るか執らぬかは日本側の自由である）について韓国から文句をいわせないという形に変えたことが第□に挙げられる。

条約課長—先方との交渉のタイミングもあり、経済協力の基本協定とあわせ、5月24日案をできれば今週中に韓国に提示したいと考えている。4月28日案と比較して5月24日案が異なる点は以下のとおりである。

（1）4月28日案では処分権ということをうたっている。これは平和条約第14条に做つたものであるが、これは賠償問題を念頭に入れているので、今回の協定にそのまま入れることについては問題がある。また条約発効後の国内措置に必ずしもそぐわない。4月28日案は国内立法をしない立前であったが、国内法としての効果は結局どういう措置をとるか等の〔カ〕点で出〔カ〕て〔カ〕こないという結論に達し、国内立法は必要があれば別に考えざるを得ないという結果になった。

（2）4月28日案では請求権と財産、権利、利益を同じところで捕えたが、この二つを一緒にすることは法律的性格にも差異があることから問題もあるので分けて書くことにした。

（3）5月24日案について逐条別に説明すれば次のとおりである。

i) 1項について—請求権と財産等を区別し財産が物に化体するような権利利益のみをあげた。配当請求権等はこれに当然入ることとなる。1項では平和条約4 (b) の規定に倣い、措置の効力を承認することとし、措置を執る時期は広くなっている。このため2項で除外例を設けることが必要となる。

ii) 2項について—〔中略〕

iii) 3項について—請求権の放棄を規定したもので、平和条約第19条の規定〔連合国側に対する日本側の「すべての請求権を放棄」をほぼ取り入れたものである。放棄するものとしては外交保護権が典型的なものとしてあげられる。国民対国民のものまで外交保護権の放棄で足りるかという疑問もあるが平和条約第19条は外交保護権の放棄であると従来政府は一貫して答弁してきたのでそのようにした。結局1、2項が財産権利益に対するものであり3項が請求権放棄となる。〔中略〕

iv) 〔中略〕管轄の下にあったかあるものと書いたのは、有効な支配を行なっている地域に限定するためこのように書いたものである。それ以外は管轄の下になければ措置は執れないからあまり意味はない。なおここにいう措置は合法的な措置をいうのであるから、それを執るためには国内法をつくる必要がある。2項で「の対象」としているが全部カバーできるか疑問の点も残らないではない。いずれにせよ終戦後の閉鎖機関等の措置を考えその対象についてはこれを消すということを考えている。国内法について今後どうするか—法務省の意見では包括立法を考えることは法務省の□□外であるということであるが、もし包括立法が無理であるとするも、個別立法を□□□困るかもしれない。

3、以上に引き続き討議を行なった。〔中略〕

外債課長—各省で立法することになればどれだけ立法できるであろうか。

条約課長—南北問題もあるので個別立法は現実の問題として難しいかもしれない。

外債課長—閉鎖機関、無記名国債、総督府特別会計の対韓国人債務（もし総督府が日本のものとすれば）等あり個別立法はむずかしい。

条約課長—そこまでいわず、もしあるとしても日本に対する権利は行使できないという一般的な形でこの際はにげれる。

外債課長—しかしそういう包括的な立法はどこかにいるのではないか。

〔後略〕

㊸ 「五月二十四日案に対する各省の反響」（1965年5月27日）における「国内立法関係」の記述

*前掲「日韓会谈における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」所収の「5月24日案に対する各省の反響」（1965年5月27日）による（88～92頁）。

総理府恩給局…「包括立法としたい」

大蔵省外債課…「包括立法を内閣でやつてもらいたい。」

運輸省船員局厚生課…〔記載なし〕

郵政省貯金局…「包括立法としたい是非内閣又は大蔵省が中心となつて取りまとめら

りたい。」

労働省総務課…「包括立法としたい。(イ) 労働省関係では民間事業所の未払賃金の問題が大部分で、これは政府は直接タッチしておらず、その大部分は時効にかかっていると思われる。(ただし昭25政令22で供託されたものは時効が停止しているのでその手当が必要となろう) いずれにせよ内容的に多岐にわたる点が多く、また不明の点も多いので個別に対象を洗い出して立法することは困難である。結局一般債権債務の問題として法務省あたりで包括立法願いたい。(ロ) なお、他に労災保険の問題があるが、これについては包括立法の際、十分協力したい。」

厚生省…「包括立法が望ましい(未払給与の問題あり)」

郵政省簡保局…「包括立法が望ましい 内閣でやつてほしい。」

法務省…「包括立法を内閣でやつてほしい。協力はする。」

通産省総務課…〔記載なし〕

文部省著作権課…「韓国人について著作権を取り上げる意向は全くない。」

②⑥ 「問題点」(日付なし)

一、協定案第二条に基づき韓国及び韓国人財産を処分するにつき国内立法の必要があると考えられるが、

(1) 国内立法が可能か(法律上、事実上、技術上)

(2) 立法可能として、この協定案でよいか。

(イ) 権利消滅方式

(問題) (a) 解釈上とれるか(協定条文の表現)

(b) 第三者保護にかける

例、債権質/株主権(株式質)

(ロ) 国庫帰属方式

(問題) (a) 国有財産管理が厄介。

(b) 時効の点解決の要あり。

(c) 一般的処分か個々の処分か。

二、法務省所管韓国人財産

(1) 国外居住外国人(韓国人)に対する供託

(2) 戦前の朝鮮総督府における供託

他省では 郵便貯金 恩給などあり。

②⑦ 「国内法(案)」(日付なし)

1 韓国及びその国民(法人を含む。以下同じ。)の財産、権利及び利益(次に掲げるものを除く。)で、昭和四十年 月 日に本邦の管轄の下にあるものについては、政

令で定めるものを除き、韓国及びその国民がこれらに基づく権利及び主張をすることができないものとする。

- a 韓国の国民で昭和二十二年八月十五日から昭和四十年 月 日までの間に本邦に居住したことがあるものの財産、権利及び利益（ただし…）
 - b 昭和二十年八月十五日以後に本邦及びその国民と韓国及びその国民との間の通常の接触の過程において取得され又は本邦の管轄の下に入った韓国及びその国民の財産、権利及び利益（ただし…）
- 2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 3 前二項の規定は、日本国との平和条約第二条に掲げる地域（韓国を除く。）の施政を行なっている当局又はその住民（住民であった者その他の者で政令で定めるものを含む。）の財産、権利及び利益について準用する。

⑳ 「韓国との請求権問題の解決等に伴う特別措置法案（検討試案）」（法制局第三部長室、1965年7月16日）

1 韓国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産、権利及び利益（次に掲げるものを除く。）で昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあったものは、政令で定めるものを除き、同日において消滅したものとする。

- 一 韓国の国民で昭和二十年八月十五日から昭和四十年六月二十二日までの間に本邦に引き続き一年以上在住したものの財産、権利及び利益
- 二 昭和二十年八月十五日以後における本邦と韓国との間並びに両国民間の貿易その他通常の接触の過程において取得され、又は本邦の管轄の下に入った財産、権利及び利益

2 日本国との平和条約第二条 a に掲げる地域（韓国を除く。）の施政を行なっている当局及びその住民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、権利及び利益で昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあったものについては、当該住民と本邦の国民との間の通常の接触の過程において当該住民により取得された財産、権利及び利益その他政令で定めるものを除き、当該地域に係る者がこれらに基づく権利の行使及び主張をすることができないものとする。

3 前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

㉑ 「韓国との〔「日韓」との加筆〕請求権問題の解決等に伴う特別措置法案（検討試案）」（1965年7月20日）

* 「(題名) ~協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案/実施の

ための韓国財産の処理等」を加筆

1 韓国〔加筆により「大韓民国」〕及びその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3に規定する財産、権利及び利益で昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあつたもの（協定第二条2に定めるものを除く。）については、同日においてこれらに係る権利及び利益が失われたものとする。ただし、政令で定めるものについては、この限りでない〔「…（協定同条2に定めるものを除く。）については、」以下の文章を「政令で定めるところによりその権利を失わせることができる」へ修正〕。

2 日本国との平和条約第二条（a）に掲げる地域（韓国を除く。）の住民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、権利及び利益で昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあつたものについては、政令で定めるものを除き、これらに係る権利の行使及び主張をすることができないものとする〔「日本国との平和条約第二条（a）に掲げる地域（韓国を除く。）の住民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、権利及び利益で前項に規定する財産、権利及び利益に相当するものについては当分の間、政令の定めるところにより、その権利を停止することができる」へ修正〕。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

⑩ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案（検討試案）」（1965年7月29日）

1 大韓民国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3に規定する財産、権利及び利益で昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあつたもの（同条2に定めるものを除く。）については、政令で定めるところによりその権利を失わせることができる。

2 日本国との平和条約第二条（a）に掲げる地域（韓国を除く。）の住民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、権利及び利益で前項に規定する財産、権利及び利益に相当するものについては、当分の間、政令の定めるところにより、その権利を停止することができる。

3 前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める〔削除線記入〕。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

③① 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案（検討試案）」（「法制局試案」と手書記入、1965年7月30日）

- 1 大韓民国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）の…協定第二条3に規定する財産、権利及び利益で昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあったもの（同条2に定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その権利を失わせることができる。
- 2 日本国との平和条約第二条（a）に掲げる地域（韓国を除く。）の住民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、権利及び利益でその項に規定する財産、権利及び利益に相当するものは、当分の間、政令で定めるところにより、その権利の行使を停止することができる。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

③② 「日韓請求権協定署名に伴う関係法律の整備について」（事務次官等会議申合せ、1965年8月5日）

1. 日韓請求権協定署名に伴う関係法律は、各府省別の個別立法によらず、法律案1件にとりまとめて行なうこと。
2. 右法律案は、8月末日までに成案を得、9月早々閣議決定を経ることを目途として準備を進めること。
3. 右法律案の立案その他取扱いについては、
 - (1) 右法律案の閣議請議は、関係各大臣の共同請議とすること。
 - (2) 右法律案は、外務省が関係府省と共同して作成に当たり、その結果をまとめるものとする。
 - (3) 右法律案の国会における提案理由説明は、外務大臣がこれに当たること。
 - (4) 右法律案に関連ある各府省所管事項に関する想定問答及び個別事項の答弁資料の作成は、各府省が行なうこと。
 - (5) 右法律案にある関連ある各府省所管事項に関する国会答弁は、関係大臣がこれに当たること。

③③ 日程メモ（「日韓問題（1）」文書17の裏面に記入）

- 8月5日 次官会議で申合せ
8月20日 とりまとめ（各省）
〔9月カ〕 13、14〔日〕 要綱草案
15〔日〕 法制局に考え方の説明

- 16、17〔日〕 法案第一次案起草
- 18〔日〕(土) 法制局第一次審査
- 19日 //
- 20日
- 21、22〔日〕 法案手直し(関係各省と相談)
- 23〔日〕 法制局
- 25〔日〕まで 法制局審査完了/(政令〔カ〕案準備)
- 26-29〔日〕 最終調整
- 30〔日〕-〔10月〕4〔日〕 党関係
- 10〔月〕・4〔日〕 次官会議
- 10〔月〕・5〔日〕 閣議/国会提出

③④ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案の要綱(案)」(1965年9月13日)

一 大韓民国及びその国民(法人を含み、昭和二十二年八月十五日から昭和四十年六月二十二日までの間に本邦に引き続き一年以上居住したことがあるものを除く。)は、昭和四十年六月二十二日に本邦の管轄の下にあつた次の財産、権利及び利益(昭和二十年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は本邦の管轄の下に入つたものを除く。)について、すべての権利を失うものとする。

- 1 郵便貯金、郵便為替及び郵便振替
- 2 簡易生命保険及び郵便年金
- 3 銀行預貯金、手形法及び小切手法上の債権、送金為替、掛金、貸出金その他の債権並びに保護預り、担保その他預り物件
- 4 損害保険の未払保険金、契約の無効、失効、解除等に伴う返戻保険料及び再保険取引の収支戻並びに生命保険の解約返戻金
- 5 閉鎖機関、在外会社の供託物及び新会社保管分
- 6 税関保管物件
- 7 法令、就業規則、労働契約等に基づく賃金、退職金、旅費、労災扶助料等の未払金及び事業主が保管する積立金、貯蓄金、有価証券等で未返還のもの
- 8 恩給
- 9 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令に基づく供託金
- 10 未帰還者留守家族等援護法、未帰還者に関する特別措置法及び戦傷病者特別援護法に基づく援護(12に掲げるものを除く。)を受ける権利

- 11 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金
- 12 引揚者給付金等支給法による引揚者給付金及び遺族給付金
- 13 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金
- 14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- 15 軍人及び軍属等に対する未払給与

二 一の規定は、同項の各号に掲げる財産、権利及び利益のうちに掲げる法令（改正を含む。）に基づく措置の対象となつたものについては、同項の規定にかかわらず、すべての大韓民国国民に適用されるものとする。

- 1 大蔵省令第八八号（二〇・一〇・一五）
- 2 軍事郵便貯金等特別措置法（二九・五・一五法第一〇八号）
- 3 朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（二六・政令第四〇号）
- 4 閉鎖機関令（二〇・三・一〇勅令第七四号）
- 5 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（二四・八・一政令第二九一号）
- 6 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（二五・二・二八政令第二二号）
- 7 蔵外為第一六七号（二〇・一〇・一八）
- 8 蔵外為第八一二号（二一・四・八）
- 9 蔵管第一〇七号（二四・二・二二）
- 10 蔵銀第一七七号（二一・三・一九）
- 11 金融機関経理応急措置法（二一・八・一五法第六号）
- 12 金融機関再建整備法（二一・一〇・一九法第三九号）

三 一及び二に掲げる条件に該当する他の財産、権利及び利益で政令で定めるものについては、一及び二の規定を準用する。

四 一、二及び三の規定の適用を受けた財産、権利及び利益についてのすべての権利は、国に帰属する。

五 日本国との平和条約第二条（a）に掲げる地域（大韓民国を除く。）の住民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、権利及び利益で一、二及び三に定める財産、権利及び利益に相当するものについては、当分の間、その権利の行使を停止する。

六 この法律の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、協定発効の日から施行する。

③⑤ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案の要綱（案）」（1965年9月15日）

一 大韓民国及びその国民（法人を含む。）の次に掲げる財産、権利及び利益であつて財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条3に該当するものについては、政令で定めるところによりその権利が失われたものとする。

- 1 郵便貯金、郵便為替及び郵便振替貯金
- 2 簡易生命保険及び郵便年金
- 3 銀行預貯金並びに手形法及び小切手法上の債権、送金為替、掛金、貸出金その他銀行に対する債権
- 4 損害保険及び生命保険
- 5 閉鎖機関又は在外会社の新会社に対する債権
- 6 税関保管物件
- 7 賃金、退職金、旅費、労災扶助料等の未払金及び事業主が保管する積立金、貯蓄金、有価証券等で未返還のもの
- 8 恩給に関する給付
- 9 国外居住外国人等に対する債務の弁済のための供託金
- 10 未帰還者留守家族等及び戦傷病者に対する援護を受ける権利
- 11 戦傷病者、戦没者遺族に対する障害年金及び遺族年金
- 12 引揚者給付金及び遺族給付金
- 13 戦没者等の妻に対する特別給付金
- 14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
- 15 軍人及び軍属等に対する未払給与
- 16 農業保険
- 17 朝鮮総督府、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易生命保険及び郵便年金並びに朝鮮食糧管理の各特別会計に係る債権
- 18 その他政令で定めるもの

二 一に定める財産、権利及び利益で、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていたものについては、一の規定を適用しない。

三 日本国との平和条約第二条（a）に掲げる地域（大韓民国を除く。）の住民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、権利及び利益で、一に定める財産、権利及び利益に相当するものについては、当分の間、その権利の行使を停止する。

附則

この法律は、協定発効の日から施行する。

注 問題点

- 1 一般私人間の債権債務
- 2 時効の問題
- 3 終戦前の貸与財産の返還請求
- 4 消滅した権利の帰属
- 5 北鮮〔ママ〕関係の財産についての権利の停止

③⑥ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人の財産に関する特別措置法（案）」（1965年9月17日）

第一条 日本国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）に対する大韓民国のすべての債権並びに日本国に対する大韓民国の国民のすべての債権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3に該当するものについては、その権利が消滅したものとする。

第二条 日本国の国民に対する大韓民国の国民のすべての債権であつて、協定第二条3に該当するものについては、その権利を主張することができないものとする。ただし、債務者が任意に弁償を行なうことを妨げるものではない〔「妨げない」に修正〕。

第三条 前二条に定める債権を除くほか、大韓民国及びその国民の物件〔「物権」に修正〕その他の財産権（持分を含む。）であつて、協定第二条3に該当するものについては、政令で定めるところによりその権利を消滅させることができる。

第四条 前三条の規定は、当該債権、物件〔「物権」に修正〕その他の財産権が、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていた場合には、その権利が存続する限りにおいて、適用しない。

第五条 この法律の適用〔「実施」を加筆〕に関して必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

③⑦ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法（案）」（1965年9月18日）

第一条 日本国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）に対する大韓民国のすべての債権〔以下「及び（その目的物たるものを含む）次条まで同じ」を加筆〕並びに日本国に対する大韓民国国民のすべての債権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとする。

第二条 日本国国民に対する大韓民国国民のすべての債権であつて、協定第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとす。ただし、債務者が任意に弁済〔「弁済」に修正〕を行なうことを妨げない。

第三条 前二条の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていた債権については、その権利が存続する限りにおいて、適用しない。

第四条 第一条及び第二条に定める債権を除く大韓民国及びその国民の物権その他の財産権であつて、協定第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、政令で定めるところによりその権利を消滅させ又は国へ帰属させることができる。（「」を「」させるものとする。）

第五条 この法律の実施に関して必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

⑳ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法（案）」（1965年9月20日）

第一条 日本国並びにその〔「地方」に修正〕公共団体及び国民（法人を含む。以下同じ。）に対する大韓民国のすべての債権及びその目的たる物並びに日本国及びその〔「地方」に修正〕公共団体に対する大韓民国国民のすべての債権及びその目的たる物であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとす。

第二条 日本国国民に対する大韓民国国民のすべての債権及びその目的たる物であつて、協定第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとす。ただし、債務者が任意に弁済を行なうことを妨げない〔「ただし」以降の一文に削除線記入〕。

第三条 前二条の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていた債権については、その権利が存続する限りにおいて、適用しない。

第四条 第一条に掲げるもの以外の大韓民国のすべての物並びに日本国が保管している大韓民国及びその国民の物であつて協定第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとす。

第一条、第二条及び本条第一項の適用を受けるもののうち、株主権の処理については次のとおりとする。

第五条 第三条に定める債権及び物を除く大韓民国の国民の物権その他の財産権であつて、協定第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、政令で定めるところによりその権利を消滅させることができる。

第六条 この法律の実施に関して必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

③⑨ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法(案)」(1965年9月21日)

第一条 日本国並びにその地方公共団体及び国民(法人を含む。以下同じ。)に対する大韓民国及びその国民のすべての債権及びその目的たる物であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとする。

第二条 第一条に掲げるもの以外の大韓民国が保有するすべての物並びに日本国が保管している大韓民国(及びその)国民の物であつて協定第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとする。

第三条 前二条の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていた債権については、その権利が存続する限りにおいて、適用しない。

(第四条 前三条に定める債権及び物を除く大韓民国国民の物権その他の財産権であつて、協定第二条3にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、政令で定めるところによりその権利を消滅させることができる。)

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

④⑩ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法(案)」(1965年9月22日)

次に掲げる大韓民国及びその国民(法人を含む。以下同じ。)の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとする。ただし、株式、出資その他これに準ずる権利については、当該株券、出資証券その他これに準ずるものを保管する日本国又はその国民に帰属するものとする。

一 日本国及びその国民に対する大韓民国及びその国民の債権及びその目的たる物

(物に化体されている権利を含む。以下同じ。)の権利

二 前号に掲げるもの以外の大韓民国が保有する物の権利

三 日本国が保管する大韓民国国民の物の権利

前項の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていた債権及び物については、その権利が存続する限りにおいて適用しない。その権利が担保権である場合において、その実行があつたときも同様とする。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

④① 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法(案)」(1965年9月24日)

次に掲げる大韓民国及びその国民(法人を含む。以下同じ。)の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとする。ただし、株式又は出資については、その株券、出資証券その他これに準ずるものを保管する日本国又はその国民に帰属するものとする。

一 日本国及びその国民に対する大韓民国及びその国民の債権及びその目的たる物(物に化体されている権利を含む。以下同じ。)

二 前号に掲げるもののほか、大韓民国が所有し又は保管する物及び日本国が保管する大韓民国国民の物についての権利

前項の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていたものについては、その権利の行使に必要な限りにおいて、適用しない。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

④② 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律(案)」(1965年9月30日)

1 次に掲げる大韓民国又はその国民(法人を含む。以下同じ。)の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとする。ただし、同日において第三者の権利(同条3の財産、権利及び利益に該当する

ものを除く。)の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

一 日本国又はその国民に対する債権及び債権の目的たる物（これに化体される権利を含む。次項において同じ。）

二 担保権であつて日本国若しくはその国民の所有する物又は前号の債権を目的とするもの

2 日本国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物（不動産にあつては、同日からこの法律の施行の日までその保管がされているものに限る。）であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、同年六月二十二日（不動産にあつては、この法律の施行の日）においてその保管者に帰属するものとする。

3 物に化体される権利であつて協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、前二項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日以後これを行つてすることができないこととなつたものとし、その帰属については、政令で定めるところによる。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

④ 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（案）について」（日付なし。抜粋）

1（この法案の趣旨）

この法案は、韓国の対日請求権問題は過去のいささつをすべて水に流すこととして解決し、今後韓国側は一切の主張ができなくなるものとした請求権協定第2条の趣旨を国内法的にも実効あらしめる目的で立案されたものである。

すなわち、協定上は韓国及び韓国民の財産権であつて協定署名の日（昭和40年6月22日）にわが国の管轄内にあるものについてわが国が執る措置に対し韓国側は今後いかなる主張もなしえないと規定するにとどまり、これらの財産権について具体的にいかなる国内措置をとるかということは、わが国の決定するところに委ねられているわけである。このため、わが国としては上記請求権解決の趣旨に則り協定の対象となつた韓国側財産権の帰趨を規定する法律を制定することとして、国内法的にも問題を将来に残さず、完全解決することを図つたものである。

2（法律の構成）

この法案は3項より成り、協定第2条3に該当する韓国及び韓国民の一切の財産権のうち、次の権利を対象としてとり上げ、これについての帰趨を定めている。

(1) 日本国及び日本国民が保管している韓国及び韓国民の物(証券上の権利を含む)は、日本側の保管者に帰属する。(第2項)

(2) 韓国及び韓国民の日本国及び日本国民に対する債権と日本側の所有物又は債権を目的とする担保権は消滅する。(第1項 --- 第2項の保管物以外のケースについて)

(3) 韓国及び韓国民が有する株式については、韓国及び協定第2条3該当の韓国民はその権利行使ができない。

(従って、債務者が日本国又は日本国民以外の者に対する韓国側の債権や日本国又は日本国民が保管するもの以外の不動産の所有権その他の物権、あるいは著作権などについては協定第2条3に該当するものがあったとしても、この法案による消滅の対象とされなかったわけである。)

3 (協定との関係)

協定上はわが国の管轄内にある韓国側の一切の財産権が措置の対象となることが規定されているながら、この法案でとり上げたものがその一部に限定された形となった点については、法案で除外された権利関係は日韓交渉における韓国の対日請求でも問題にされておらず、また今後両国及び国民間でトラブルを生ずるような問題のものではないから、この法案の内容は日韓間の請求権問題を完全に解決し将来に問題を残さないという協定の趣旨を十分実現しているものと考えられる。

[以下、省略]

④ 「韓国側財産権消滅措置法案の概要」(日付なし)

1 必要性

韓国側請求権の処理については、同国の8項目の対日請求に対し個別項目を査定、積上げて国庫がまとめて支払うという当初の方針が、両国の法見解の対立、事実関係の究明困難等の理由により行きづまりとなり、これを日韓国交正常化のために大局的見地から解決することとした大平・金了解の線に沿い、日韓親善のための前向きな経済協力の供与と併行して、請求権問題は過去のいきさつをすべて水に流し、今後は一切その主張をさせないものとして解決された。従ってその趣旨に従い、韓国側の主張してきた対日請求権は今後一切消滅するとの効果を確保することが必要となった。(従来の国会答弁でも政府は消滅に必要な措置を講ずる旨答えてきている。)

[以下、数行分にわたりマスクング処理]

協定では韓国側の請求権放棄も日本側のそれと同じ形の規定となっているので、協定上は韓国側の権利についても外交保護権の放棄にとどまるから、協定だけではわが国内法上は韓国側の権利は消滅していないことになるので、完全に消滅の効果を確保するためには、わが国内法上韓国側の権利(財産権)が消滅する旨を規定した国内法を制定することが必要となる。このため本件「請求権協定第2条の実施に伴う韓国等

の財産権に対する措置法」(案)が準備されることとなったのである。

2 法案の内容

協定第2条3に該当する韓国側財産権、すなわち韓国及び韓国人(法人を含む)の財産権で協定署名の日(昭和40年6月22日)にわが国の管轄内に存在しているもののうち、①終戦後(20年8月15日以後)の通常取引により取得した財産権、②在日韓国人(21年8月15日以後継続し一年以上日本に在住したことがある者)の財産権(終戦前取得の分を含む)(ただし①、②に該当しても戦後わが国でとられた特別措置の対象となったものは除く)以外のもの(権利関係としては債権のみならず一切の財産権を含む)について

①日本側(国及び国民(法人を含む))が保管している韓国側(国及び国民)の物は日本側保管者に権利が帰属する(第2項)。

②韓国側の日本側に対する債権(及び担保権)は消滅する(第1項—2項該当の保管物以外のケースについて)。

③韓国側の有する株式は、その権利に基づく主張ができない(第3項—有価証券のうち債権を表彰するものは1項に該当するので、本項には株券=株式のみが該当)。と規定し、保管物に係るものを除く一般的な形では、債権、担保権、株式のみを規定し、物権(所有権、用役物権)、無体財産権等については触れていないこととなる。

しかし、法案の内容程度に規定されれば、これにより韓国側が8項目の請求で支払を要求し問題となっていたものはまず完全に権利を消滅させたことになるものと考ええる。

[以下、6枚分にわたり全面マスキング]

④ 「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」(アジア局北東アジア課内交渉史編纂委員会、1969年1月)

「3、5月1日、4日、法制局で審議

[中略]

佐藤〔正二〕：日韓条約の関係で法制局の審議の際法制局長官が出たのはこの第2条の審議だけである。その理由は第一に、第2条に関して国内立法を必要とする可能性があつたことと、もう一つは、これに関係する省が多くあつたからである。自分達の考えとしては、国内立法を必要とすることになれば法制局を原局としてやつてもらわねばならない。それには最初から法制局をひきずり込んでおいて最後は向うに押しつけようと思つていた。こちらは *once for all*〔最終的に〕で全部の請求権をつぶそうという考えだつたから、つけおとしがあつてはいけない、権利のあるものは日本の国法上の権利だから日本の法律をよく知つている法制局のようなところでないとわからないという意味もあつた。しかし最終的には外務省が負けて法律を作ることを外務省が

やらねばならなくなつた。

黒河内〔康〕：法制局は新立法はやらないという方向で徹底的に押ししていた。

福田〔博〕：あとで実施に伴う法律を条約課がやらねばならなくなつたときに大分議論があつた。外国との協定に関連してこれに□する国内立法を条約課でやつたことは他に例がない。

佐藤：最初にして最後の事例だろう。外務省がやることになつたのは条約を署名した時点になれば実際問題として一番事情をよく知つていたからだ。」(7~9頁)

「5、変つていつた請求権に対する考え方

佐藤：第2条の審議では「請求権」の取扱い方が大きな問題だつた。最初の案では「財産、権利、利益」と入れたのだが、それと「請求権」が観念的にあまり分離されていないでいた。法制局で審議したころから一体請求権とは何だという話になつた。「財産、権利、利益」は国内法上 establish〔確立・規定〕されたものであつて、「請求権」がそれ以外のものだという観念ならば一種の「いちやもん」をつけるような権利ではないかというような話になり、そこでいわゆる処分の対象になるものはそのいちやもん権ではなくて、むしろ「財産」「権利」「利益」の実体的な権利を処分の対象にすればいいのではないかと、だんだん考え方がはつきりしてきた。このように考え方がはつきりするのに従つて案文も変つてきている。それでもなお請求権は残るではないかという議論、たとえば、殴られて裁判継続中で実体的にはまだ損害賠償請求権が発生していないけれども文句はいつているというようなものまでつづしておかないといけなからあとに「請求権」という字句を条文に入れたわけだ。〔中略〕

福田：5月初め頃の案文と5月終り頃の案文とを比較してみても考え方でかなり違うのは最初は条文の規定ぶりがお互いに「処分することができる」といういわゆる処分権だつた。ところが北鮮〔ママ〕とか時点などで、とても実際問題として処分なんかできない。だから「相手がやることには文句をいわない」という言い方になつている。

佐藤：それは大分あとだ。5月6日案もまだ処分権だ。処分権の考え方は平和条約第14条の考え方でいわゆる賠償は一般的に支払わないが、日本からみて敵国だつた国は自分のところにある日本人の財産は全部処分することができるという、その時に使つた「差押え、留置し、清算し」という言葉をそこで使つた。それで処分権を考えていたのだが、ところが各省にきいてみると処分できない分があるといひ出した。それで、こちらはそう書いてもだめではないか、国会に持つていつた時に書いてあつてもやれないというのでは答弁できないという話になつて、結局最後には何をやられても文句をいわないという思想に変つていつた。

黒河内：最初に「処分する」といつていたのは是非ともこの条約でおしまいにしてしまいたい、別途の立法はしないという考え方が裏にあつた。しかし、やつはり洩れるものがあるから別途いづれ処置をとらざるをえないだろうということになつた。」

④ 「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」追録（小和田恒書記官談話）（アジア局北東アジア課内交渉史編纂委員会、1969年7月）

「1、考慮をはらった3点

請求権問題の交渉をする時にわれわれが最大の考慮をおいた点が3つあった。

第1は北鮮〔ママ〕との関係である。〔中略〕

第2の点は、在外財産問題審議会があつて在外財産一般の補償問題を取りあげており、当時在外財産を補償せざるをえないのではないかという空気がかなり強かつたために、日韓で新たに在韓日本人の財産について補償しなければならないとなると、大変な政治問題になる、これを何とか避けようと考えた。

大蔵省がこの問題に強い関心を示し、われわれとしてもその点は十分気をつけなければならないし、法制局も非常に慎重であつた。

第2条の案の順序が変わつたり、同じことを1項にしたり3項にしたりしているのは、主としてその考慮からである。

要するに、平和条約でとりきめた範囲のことならば日韓協定で定められても平和条約批准のときと同じ説明がつくわけである。すなわち、今まで平和条約については、政府が個人の請求権を放棄したものではなく、外交保護権の放棄であるという説明をしてきているし、これは日韓条約についてもあてはまる。

しかし、平和条約とちがつた表現を使つて、しかも請求権を放棄したということになると、補償しなければならないという議論が強まることも予想され、そのためにその表現のしかたが最後まで日本側の内部でもめた。韓国と交渉する前の各省との打合せの段階における各省の関心は専らこの点にあつたといつても過言ではない。

在外財産との関係が非常に厄介だつたのは、一方において日本側の財産請求権は政府が直接消滅させたという形には絶対にしたくないという要請があつたのに対して、他方、韓国側の財産請求権に関しては、きちつと消滅させておかないとあとで厄介なことになつては困るという全く矛盾する二つの要素があつた。それをどうやつて両方も満足させるかということが条文を作る時の一番大きい問題であり、これが最後まで残つた問題であつた。

第3の点は、技術レベルの問題であり、第2の点と関連するが、条約によつて消滅させてしまうか、それとも条約では処分権だけにして、その処分権に基づいて法律を作る。法律を作るとすれば包括的な立法1本だけにするか、それとも各省ごとに立法するか、この点が各省との折衝で非常にもめた。

技術的な問題の第2点としては、財産、権利、利益、請求権が考えられる中で、原

則は全部消滅させるのであるが、その中で消滅させることがそもそもおかしいものがある。例えば戦後の通常の貿易から生じた債権、債務関係などを消滅させるわけにいかないとするれば、一体理論的にいつてどこまでのものを消滅させ、どこまでのものを生かしたらいいのかという問題と、政策的にいつてどこまでのものを消滅させなければいけないかという問題である。この点、外務省は理論的なものにしか関心がなかったが、大蔵省などは、なるだけ広くすべてを消滅させたいという気持が非常に強く、その大蔵省の要望をどの程度入れるかという技術的問題があつた。」(2～5頁)

「2、「3、5月1日、4日法制局で審議」(P・6～P・9)に関連して

法制局長官がわれわれとの会議に出られた理由は、北鮮〔ママ〕との関係が国会でやかましいという点もあつたが、さきにのべた三つの点がいずれも関係があつたと思う。その中でも、自分の感じでは、第2の在外財産との関係で請求権放棄をこの際どういう形ですのかということが法制局として最大の関心であつたという気がする。

国内立法をすることになつたのは、最終段階であり、条約で消滅させてしまふか、それとも条約は簡単にして国内立法にまかせるか、国内立法にまかせるか、国内立法にまかせるか、各省に法律を作つてもらふかという点は最後までオープンに残つていて、法制局と話をした段階でそれが段々はつきりしていつた。実体の方からみて先ず条約で全部消滅した上で包括立法をしてさらに具体的に消滅してしまうということにしなければ、手のつけようがないだろうということで、最終的にそう決つたのであつて、法制局にもち込んだ段階では、そんなことは全く決つていなかった。

外務省としては、むしろ条約は平和条約のような形にして処分権だけを規定する、そして各省に個別立法を作つてもらい、それで消滅してもらふ、例えば郵政省なら貯金についての措置をとつて消滅してもらふ、大蔵省についても同様というふうに考えていた。ところが、各省がそんなことは実体的に不可能だといひ出して、われわれもそういう感じを強くしてきたものだから、それではやはり包括立法でやるより仕方ないということになり、包括立法でやるときは、各省全体にわたる問題だから個別の省にやらせるわけにはいかない。可能性があるのは、法制局、大蔵省、外務省である。大蔵省は自分の所は個別の問題をたくさんかかえてはいるけれども、他省の分まで引受けて包括立法をするような立場にはないといふので、大蔵省はおち、法制局は自分で法律を作るようなことはしないといふ立場論を強く主張した。結局、それではしようがないから外務省がやろうかということになつた。

条約局長と松永条約課長が法制局と交渉して外務省がやるということになり、外務省の中で官房がやるのか、北東アジア課か、条約局かという問題になつて、条約局長が官房に行つて話をして条約でやりましようということになつた。条約局の中でも条約課がやるのか法規課がやるのかという問題になつて、結局条約課が引受けたという経緯であつたと聞いている。」(6～8頁)

「4、「5、変つていつた請求権に対する考え方」(P.11～P.16)に関連して

佐藤条約局長の話は、当時の模様を正確に reproduce〔再現〕しているので、自分が付け加える必要はあまりない。局長が『請求権とは何か』、『請求権を放棄するというのはどういう意味か』ということが非常に問題になった」といつておられるのは、第2の在外財産の補償問題との関連で、それが非常に厄介だったからだと思う。法制局案や条約局案で、同じ条文が前に出たり後に行つたりしているのは、はじめに「いかなる主張もなし得ないのだ」あるいは「処分しても文句はいわないのだ」というふうにいつておいて、そのあとで「請求権を放棄する」といえば、最初のが一般原則であり、その結果として国は外交保護権を行使しないというニュアンスが強くなるのに対して、はじめに「請求権を放棄する」というと、平和条約の規定以上のことをやつたのではないかという印象が強くなつてくるのが心配であつたからである。

平和条約第14条と同じように、最初処分権の形でいろいろ規定を作つているのも平和条約と同じ表現を使つておけば、平和条約の場合とまったく同じ説明ができるという気持であつたからである。ところが最後に法制局が、これは主として実体上の理由からであるが、「処分権」としてしまうと、処分する権利があるだけであつて、処分されるまでは権利は intact〔無傷・手つかず〕に残つてしまう。そうすると具体的に各省が個々の具体的な問題について処分する措置をとらなければならないことになるが、それは実際問題として不可能である。従つて「処分権」という書き方では国内的に收拾がつかなくなるという実態があつたために、法制局がふみ切つて「請求権は消滅する」と書き、説明として外交保護権の放棄であるということにした。そこで若干すつきりして順序が入れかわり処分権の方式ではなくなつたのであつた。」(12～14頁)

④7 「日韓交渉の回顧—条約課の立場から (松永課長を中心に)」(アジア局北東アジア課日韓国交正常化交渉史編纂委員会、1971年11月)

「(4) 協定第2条実施に伴う国内法制定の主管課

松永：協定第2条の請求権消滅事項の実施に伴う国内法案を作る際に、その主管をどこにするかで、大変なさわぎだつた。各省会議を開いて、私の方から法務省に、大蔵省に、また総理府に主管になってくれと頼んだが、みんな逃げられてしまい、外務省ということになつた。外務省内のどこがやるかということになつて、官総かアジア局かといつたが、条約局でひきうけてくれという話になり、これまたみんなで極力抵抗したが成功せず、さらに「条約局が引き受けるなら法規課がやるべきだ」という議論を随分したのだが、法規課は国内法の関係はないといつて、とうとう逃げ、結局、条約課で主管した経緯がある。」(64頁)

④⑧ 後宮虎郎「日韓交渉に関する若干の回想」（1965年7月）

「(8) 請求権の解決に当つて今ひとつ重大な問題は、経済協力を提供することによつて消滅することになる財産権や請求権の範囲いかんという問題であつた。これは単に国家ないし政府の財産や請求権を消滅するのみならず、個人に関する請求権や財産権もお互いに消滅することになるので、その法律上の規定ぶりをよほど固めておかないと、将来関係私人の提起した訴訟の場において政府が敗訴するがごときことになれば、その混乱は図り知れざるものがあるからである。この意味において4月合意事項のイニシアルの後において韓国側等において合意事項の条文化を早急に行なうべき旨のプレッシャーが強かつたけれども、この点について関係各省（郵便貯金、簡易保険、恩給、一般労働者の未払い労賃、船員の未払い労賃等々、関係省はおよそ10省に近くなる。）および法制局等との間に権利、義務関係の実体およびこれが消滅についての規定の仕方等について慎重な検討を重ねた後、条文化した次第である。」（65～66頁）

④⑨ 渥美謙二「日韓会談における請求権問題について」（アジア局北東アジア課内日韓国交正常化交渉史編纂委員会、1969年11月）

「3、協定作成の準備と問題点

〔中略〕

もう一つ別の観点になるが、経済協力の随伴的結果ということによつて韓国側の一切の請求権は消滅すると謳っているが、この協定を締結した上でさらに日本側が追加払いをするようなことになつては困る。終戦後、日本で特別な終戦処理をいろいろやつてはいるが、これは非常事態であつただけにかなり無理もやつてはいる。そこで米軍政法令33号でやられた分は仕方がないにしても個別の権利として「これを返してくれ」「あれを返してくれ」という話が出てくる余地がある。とくに通常の債権債務その他の財産権とちがう処理となるので、あとでクレームをつけられては困るという気があつた。

またもう一つの重要なポイントとして日本側請求権の放棄の仕方の問題があつた。たまたま当時は在外財産補償問題が大きく議論されている時代であつた。これについては従来「外交保護権の放棄」という答弁をしていたのであつたが、この請求権協定の書き方いかんによつては「国が権利を放棄した」ということになる。平和条約の時は敗戦という非常事態の結果だからバックグラウンドがちがうけれども、韓国との協定の場合には非常事態であるというようないい逃れはできない。しかも韓国にあつた日本人財産について国に補償義務があるということになるとすれば、他の地域の在外財産全般にもその解釈が及ぶことになる。その点からも協定の条文の書き方を十分に注意しなければならなかつた。

一般的に双方の請求権あるいは韓国側要求の8項目は消えたということでは個別的

権利を消したことはない。また個別の権利を消す方法には協定もしくは立法による方法があるわけだが、具体的な個別的権利を消すには技術的なことも考えなければいけない。それにはまず「一体どんな権利があるか」を検討しなければ協定文を考えるにしても考えようがない。そういうように考えてくると、逆に第三者に対する影響を考えなければいけない。あるいは有価証券はどういう方法で権利を消滅させるようにするか、土地所有権はどうなるか、その後確立した経済の安定をこの措置によつて揺がしてはならないとかのややこしい問題が出てきて、われわれが気がつく範囲のものを書きならべても、なおかつその他にそういう権利が残る可能性もあるという非常に難しい作業があつた。

これ等の点につき大蔵省としていろいろ研究していたところ、4月下旬に入つて協定も急いで作ろうという話になつた。このころから完全に条約局の方が主体となつていろいろ案がねられ、大蔵省と条約局との間は密接な連絡がとられ、松永条約課長も私も基本的には大体同じ考えだつたから、いろいろな外務省原案を相談しながら進めて行つた。5月8日の大蔵省案（資料11）は松永条約課長から電話でこんなところかどうかという話があつたときに参考までにこちらにもこういうのを書いたのがあるといつて、当時大蔵省として考えていた試案を出したのであり、そのほかにもいろいろ案を出したような気がする。

それまではよく「理財局長よりアジア局長へ」というような申入れがあつたりしたが、協定文の作成の段階では外務省との間で形式ばつて文書の連絡をした記憶はない。時間もなかつたし、事実上の連絡ということで進められたと思う。

また条約局の方から逆にどんなものがあるのか並べてくれという話もあつて作業をした記憶もある。とに角、私は毎日のように条約課長と連絡していた。最初のうちは、私的な債権債務まで消滅させてしまおうという乱暴な措置だから法律ではとても無理で、条約で一挙に処理する他ないと考えていたが、研究して行くと協定案にいろいろな権利を書き並べて消滅させようにも前述したように何が出てくるかわからず協定でおちがでてでも具合が悪い点があり、協定自体で消すことは補償問題ともからむし、結局協定では「最終的には国内立法で何でもできる」ことにしておけばよいということに意見が一致して、この方針のもとに進められた。その進められ方は外務省作成の「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉」（44年1月）や小和田君の同追録（44年7月）のとおりだと思ふ。」（22～27頁）

「4、国内立法について

国内立法をどこでやるかということは内閣法制局に關係省庁全部集まり、そこで外務省にお願いすることにきまつた。大蔵省が引受けなかつた大きな理由は、この協定に記されている債権、財産権の中で大蔵省が関与している部分は相当あるが、他省庁の分も相当ある。これらの財産、請求権の消滅を個別立法で処理するか包括立法で処

理するかの問題があつたが、個別立法ではおとしもれができてしまうから包括立法にせざるをえない。ところで一般に財産関係の法律は権利・義務の保全のための法律であり、それをえるためには何らかの経済的理由があつてそういう論理のもとに変えていくわけである。ところがこれは協定に立脚して韓国側の権利を消滅させてしまうという趣旨の立法で、内容的に全く異例なものである。そうすると、やはり日韓協定という特別な措置に基づく包括立法でするより仕方がないわけで、日韓外交正常化という大局的見地から協定締結を進めた外務省にやって貰う以外ないので、大蔵省でするのは不適當ということであつた。

国内立法については、大蔵省も一諸〔ママ〕に検討をしたが、法律事項にする場合、一般の法務省関係の株券だとか、債権とか土地所有権とかの扱いが難しかつた。」(33～34頁)

参考文献

○史料

〈日韓会談文書（日本側）〉

* 「日韓会談文書・全面公開を求める会」(<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>) 所蔵
北東アジア課「第7次日韓全面会談請求権及び経済協力委員会請求権分科会第1回会合」
(1965年6月2日) (文書番号：81)

「日韓請求権協定署名に伴う関係法律の整備について」(1965年8月5日) から始まる史料群 (文書番号：1226) * 史料⑳

「韓国との請求権問題の解決等に伴う特別措置法案（検討試案）」(1965年7月16～30日) から始まる史料群 (文書番号：1228) * 史料㉘・㉙

「処理方針」(1965年4月17日) から始まる史料群（「国交正常化の記録 総説」にある回顧録類 ※李洋秀氏の請求による開示文書）(文書番号：1314) * 史料①～⑫・⑭～⑳

「日韓交渉の回顧—条約課の立場から（松永課長を中心に）」(アジア局北東アジア課日韓国交正常化交渉史編纂委員会、1971年11月) (文書番号：5) * 史料㉚

「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」(アジア局北東アジア課内交渉史編纂委員会、1969年1月) (文書番号：11) * 史料㉛・㉜・㉝

「日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉—合意事項イニシアル後協定調印まで」追録（小和田恒書記官談話）(アジア局北東アジア課内交渉史編纂委員会、1969年7月) (文書番号：12) * 史料㉞

後宮虎郎「日韓交渉に関する若干の回想」(1965年7月) (文書番号：16) * 史料㉟

渥美謙二「日韓会談における請求権問題について」(アジア局北東アジア課内日韓国交正常化交渉史編纂委員会、1969年11月) (文書番号：18) * 史料㊱

〈国立公文書館所蔵〉

大蔵省国際金融局『経済協力・韓国・32 国内法関係（想定問答他）』（請求番号：平12大蔵03377100）

- 1 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案」
- 2 「(未定稿) 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律に関する擬問擬答」(条約局、1965年10月18日)
- 3 「第五〇回臨時国会資料（財産権処理関係）」(法務省民事局、1965年10月) * 「第

五〇回臨時国会資料（財産権処理関係）」のうち19問・21問の差し替え文書を含む。

- 4 「財産権処理と国籍確認について」（法務省民事局）
- 5 「韓国との請求権問題の解決等に伴う特別措置法案（検討試案）」
- 6 「韓国との請求権問題の解決等に伴う特別措置法案（検討試案）」（1965年7月20日）
*史料㉙
- 7 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法（検討試案）」（1965年7月29日）*史料㉚
- 8 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案の要綱（案）」（1965年9月13日）*史料㉛
- 9 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案の要綱（案）」（1965年9月15日）*史料㉜
- 10 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人の財産に関する特別措置法（案）」（1965年9月17日）*史料㉝
- 11 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法（案）」（1965年9月18日）*史料㉞
- 12 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法（案）」（1965年9月20日）*史料㉟
- 13 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法（案）」（1965年9月24日）*史料㊱
- 14 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の財産権に対する措置に関する法律（案）」（1965年9月30日）*史料㊲
- 15 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法（案）」（1965年9月22日）*史料㊳
- 16 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案」

- 17 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（案）について」＊史料⑬／閲覧用複製（マスキング箇所多数・原本袋掛け）
- 18 「韓国側財産権消滅措置法の概要」＊史料⑭／閲覧用複製（マスキング箇所多数・原本袋掛け）

〈『日韓問題（1）』簿冊〉

- 1 「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」（条約局、1965年5月1日）
- 2 「第二条（案）」（1965年5月6日）
- 3 「日韓間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意事項の内容」
- 4 「問題点」＊史料⑮
- 5 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録（案）」
- 6 「第二条」〔財産請求権・経済協力協定の抜粋〕
- 7 「国内法（案）」＊史料⑯
- 8 「〔平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律〕・〔連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律〕コピー」
- 9 「韓国との請求権問題の解決（等）に伴う特別措置等に関する法律案（検討試案）」
- 10 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録（案）」
- 11 「第二条」
- 12 「協定の対象となる在韓韓国人の在日財産に関する国内立法の問題点」
- 13 「判決（昭和38年（オ）第1343号）」「上告理由（昭和38年（オ）第1343号）」
- 14 「朝鮮人の身分に関する取扱について」（民事局長通達、1959年12月28日民事甲第2987号）
- 15 「〔北朝鮮の国籍法〕コピー」
- 16 「〔大韓民国国籍法〕」
- 17 「国内法（案）」＊史料⑰（裏面）
- 18 「韓国との請求権問題の解決（等）に伴う特別措置等に関する法律案（検討試案）」
- 19 「国会資料（未確定案）」（法務省民事局、1965年7月）
- 20 「国会資料」（法務省民事局、1965年7月）
- 21 「財産及び請求権問題の解決並びに経済協力に関する協定請求権条項関係疑問擬答」（外務省、1965年7月27日）
- 22 「〔外国人土地法施行令〕」「許可認可等戦時措置法」「司法省関係許可認可等戦時特例」

- 23 「大韓民国との請求権問題の解決等に伴う特別措置法案（検討試案）」
- 24 「〔問題〕 40. 6. 22（協定署名日）以後本法施行日までの間に韓国人が本法対象の物や債権を第三者に譲渡し、または債権の弁済を受けたときは、不当利得が成立するか」
- 25 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案の要綱（案）」（1965年9月13日）
- 26 「韓国の対日請求8項目の内容」
- 27 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案の要綱（案）」（1965年9月13日）
- 28 「日韓請求権条項と在韓私有財産等に対する国内補償問題」（1965年9月1日）
- 29 「韓国の対日請求8項目の内容」
- 30 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法（案）」（1965年9月22日）
- 31 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法（案）」（1965年9月21日）＊史料㊟
- 32 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国の財産権に対する措置に関する法律（案）」
- 33 「〔財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定〕 第2条・「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録」]
- 34 「新聞記事切抜「日韓条約・協定の解釈食違い／韓国国会の問答から」『朝日新聞』1965年8月13日」
- 35 「新聞記事切抜「日韓国会」と各党の態度『朝日新聞』1965年10月5日」

<国会会議録>

「第43回国会衆議院予算委員会議録」第11号、1963年2月11日。

「第43回国会衆議院予算委員会議録」第15号、1963年2月27日。

「第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録」第2号（その1）、1965年10月25日。

○著書・論文

〈日本語〉

石村修「判例研究 戦後補償裁判において憲法の問題解決が否定された事件——アジア太平洋韓国人戦争犠牲者補償請求事件——」『専修ロージャーナル』2号、2007年2月。

出石直「戦後補償訴訟における元徴用工問題と日韓関係」『現代韓国朝鮮研究』15号、2015年11月。

小林久公「韓国人財産請求権措置法」改廃の取組み提起について」（2009年2月12日）（李洋秀「霧の中に消えた日韓会談の中の〔個人請求権〕」（2009年2月11日）「日韓会談文書・全面公開を求める会」（<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nihonkokai/kiri/kinonaka.pdf>）。

谷田正躬・辰巳信夫・武智敏夫編『（時の法令別冊）日韓条約と国内法の解説』大蔵省印刷局、1966年。

山本晴太「韓国大法院判決と日韓両国の日韓請求権協定解釈の変遷」山本晴太ほか『徴用工裁判と日韓請求権協定』現代人文社、2019年。

山手治之「『判例研究』アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件——日韓請求権協定2条の解釈を中心に——」『京都学園法学』2・3号、2005年3月。

吉澤文寿『日韓会談1965——戦後日韓関係の原点を検証する』高文研、2015年。

〈朝鮮語〉

장박진「한일 청구권협정 제2조의 형성 과정 분석 (1965.3-6) : 개인 청구권 문제를 중심으로」이원덕ほか『한일국교정상화 연구』대한민국역사박물관、2016年。

○その他

「日韓会談文書・全面公開を求める会」（<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>）

「国会会議録検索システム」（<https://kokkai.ndl.go.jp/>）